

はなまきの環境

令和2年度版環境報告書

花巻市

目 次

はじめに	1
I 環境に関する年次報告書	
第1章 第2次花巻市環境基本計画の概要と成果指標の達成状況	2
1. 第2次花巻市環境基本計画の概要	2
2. 成果指標の達成状況	4
第2章 環境の現状と具体的施策の取り組み状況	8
① 基本目標を達成するための施策	8
基本目標1 「もったいない」で暮らしを見直す	8
1. 環境の現状	
(1) ごみ収集関係	8
(2) リサイクル活動の推進	11
(3) 不法投棄対策	12
2. 具体的施策の取り組み状況	
(1) 家庭ごみの減量と循環の仕組みづくり	12
(2) 事業ごみ減量の推進	13
(3) 不法投棄を許さない	13
(4) 啓発活動	13
基本目標2 省エネルギー型の暮らしに転換する	14
1. 環境の現状	
(1) 気候	14
(2) 再生可能エネルギーの導入推進	15
2. 具体的施策の取り組み状況	
(1) 二酸化炭素の排出抑制	17
(2) 再生可能エネルギーの導入推進	17
基本目標3 自然を守り、自然と共に暮らす	18
1. 環境の現状	
(1) 森林の保全	18
(2) 農用地の保全	20
(3) 自然保護地域	20
(4) 希少な動植物	20
(5) 花巻に生息する動植物の現状	21
(6) 水生生物による水質調査	22
2. 具体的施策の取り組み状況	
(1) 里地・里山の保全	24
(2) すぐれた自然環境と市全体の生物多様性の保全	25
(3) 自然との触れ合いの推進	25
基本目標4 きれいな環境で安心な暮らしを守る	26
1. 環境の現状	
(1) 大気環境	26

(2) 水質	27
(3) 騒音	31
(4) 振動	35
(5) 悪臭	35
(6) 公害等への苦情	36
(7) 化学物質対策	37
(8) 放射性物質	37
(9) 公害防止協定	37
2. 具体的施策の取り組み状況	
(1) 大気環境の保全	39
(2) 水環境の保全	39
(3) 騒音・振動対策	39
(4) 悪臭防止対策	39
(5) 化学物質対策	40
(6) 放射性物質対策	40
基本目標5 暮らしにやすらぎを与える	41
1. 環境の現状	
(1) 環境美化	41
(2) 景観の保全	41
2. 具体的施策の取り組み状況	
(1) 花いっぱい運動	42
(2) 地域にあった景観の保全	42
(3) きれいなまちづくり	43
② 環境学習・情報発信（基本目標に共通する事項）	44
具体的施策の取り組み状況	
(1) 環境学習の推進	44
(2) 環境情報の発信	44
II 第2次花巻市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況	
1. 第2次花巻市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	45
2. 第2次花巻市一般廃棄物（し尿）処理基本計画	47
III 花巻市役所地球温暖化対策実行計画（第2期）の進捗状況	
1. 花巻市役所地球温暖化対策実行計画（第2期）の概要	48
2. 計画目標に対する実績	48
用語解説	50
参考資料	
1. 花巻市環境基本条例	54
2. 第2次花巻市環境基本計画（抜粋）	60
3. 花巻市環境審議会委員	66

はじめに

花巻市の面積は 908.39 km²で、岩手県のほぼ中央、西側に奥羽山脈、東側には北上高地の山並みが連なる北上平野に位置しています(図 1、表 1)。市内の中央部を北上川が流れ、早池峰国定公園や花巻温泉郷県立自然公園等、県を代表する豊かな自然環境が広がるとともに、豊富な温泉群を有しています。

気象条件は、北上川を挟んだ低地帯の東部では、内陸型盆地気候の影響で夏場における昼夜の温度差が大きく、冬季は比較的温暖で積雪量が少なくなっています。一方、西部の奥羽山麓では、寒冷多雪の気候により 12 月から 3 月まで積雪もありますが、奥羽山麓に雪雲がさえぎられるため、日本海側よりは少ない積雪となっています。

令和元年 9 月末現在の本市の人口は 95,015 人、世帯数は 37,482 世帯、平均世帯人員（1 世帯当たりの人数）は 2.53 人です。人口は減少していますが、世帯数は増加の傾向が続いている（表 2）。

図 1 花巻市の位置図



表 1 市庁の位置

所在地	花巻市花城町9番30号
北 緯	39° 23' 19"
東 経	141° 7' 00"

表 2 花巻市 住民登録人口の推移（外国人登録者を除く） 各年 9 月末現在

区分	世帯数	人口		
		総数	男	女
平成 22 年	35,686 戸	102,607 人	48,922 人	53,685 人
23	35,802	101,972	48,597	53,375
24	35,940	101,242	48,240	53,002
25	36,125	100,540	47,885	52,655
26	36,325	99,726	47,454	52,252
27	36,555	98,839	47,020	51,819
28	36,778	97,931	46,594	51,337
29	36,920	96,907	46,157	50,750
30	37,176	95,905	45,680	50,225
令和 1	37,482	95,015	45,353	49,662

資料：花巻市市民登録課

I 環境に関する年次報告書

第1章 第2次花巻市環境基本計画の概要と成果指標の達成状況

1. 第2次花巻市環境基本計画の概要

ア. 計画策定の目的

花巻市環境基本計画（以下、「前計画」という。）は、平成18年に施行された花巻市環境基本条例に基づき策定したもので、本市の環境行政の基本的な考え方を示すものです。

本市の豊かな自然や安全な暮らしを守るためにには、現状を的確にとらえた環境施策に取り組むことが重要です。第2次花巻市環境基本計画（以下、「本計画」という。）は、前計画の期間（平成20年度～27年度）満了にあたり、これまでの取り組みの成果や社会情勢の変化などを踏まえ、平成28年3月に策定しました。

イ. 計画期間

平成28年度から令和5年度までの8年間を計画期間とし、社会情勢の変化を勘案し、必要に応じて見直しを行います。

ウ. 対象とする環境

「私たちの暮らし」の視点から環境をとらえ、「ごみ減量・資源化」「温暖化対策」「自然環境」「生活環境」「環境美化」を対象として取り組んでいきます。

エ. 本市が目指す望ましい環境像

望ましい環境像とは、本市がこれからどのような環境を目指して取り組みを進めていくかを示す長期的な目標です。本計画では、多様で豊かな自然環境を守りながら、本市が抱えるさまざまな環境問題に市民・事業者・市が協働で取り組むことで、私たちが安心して心豊かに暮らすことができるまち「花巻市」を次世代につなぐことを目指します。

望ましい環境像 「豊かな自然とやすらぎある暮らしを次世代に」

基本目標

ごみ減量・資源化	「もったいない」で暮らしを見直す	←	環境学習・情報発信 (基本目標に共通する事項)
温 暖 化 対 策	省エネルギー型の暮らしに転換する	←	
自 然 環 境	自然を守り、自然と共に暮らす	←	
生 活 環 境	きれいな環境で安心な暮らしを守る	←	
環 境 美 化	暮らしに安らぎを与える	←	

オ. 施策の体系

1 基本目標を達成するための施策

基本目標	施 策	成果指標
1 「もったいない」 で暮らしを見直す	○家庭ごみの減量と循環の仕組みづくり ○事業ごみ減量の推進 ○不法投棄を許さない ○啓発活動	○市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量（家庭系） ○市内全事業所の一般廃棄物排出量 ○一般廃棄物のリサイクル率（家庭系） ○市民1人当たりの資源ごみ回収量（家庭系） ○資源集団回収に取り組んでいる地区の割合
2 省エネルギー型 の暮らしに転換する	○二酸化炭素の排出抑制 ○再生可能エネルギー*の導入推進	○再生可能エネルギー発電設備導入容量 ○環境にやさしい取り組みを行っている市民の割合（市民アンケート）
3 自然を守り、自然と共に暮らす	○里地・里山*の保全 ○すぐれた自然環境と市全体の生物多様性*の保全 ○自然との触れ合いの推進	○森林整備面積 ○植林などの森林保護活動イベント参加人数 ○グリーンツーリズム*受入者数 ○自然環境を守るための行動を実際に行っている市民の割合（市民アンケート）
4 きれいな環境で安心な暮らしを守る	○大気環境の保全 ○水環境の保全 ○騒音・振動対策 ○悪臭防止対策 ○化学物質対策 ○放射性物質対策	○大気汚染物質（二酸化窒素[N ₂ O] *、二酸化硫黄[SO ₂] *、浮遊粒子状物質[SPM] *) の環境基準*達成率 ○環境基準の類型指定河川（北上川、葛丸川、稗貫川、添市川、瀬川、豊沢川、猿ヶ石川）の水質（BOD*）の環境基準達成率 ○定点観測による一般環境騒音の環境基準達成率 ○悪臭モニターの年間感知件数 ○汚水処理設備整備率* ○水洗化人口割合*
5 暮らしに安らぎを与える	○花いっぱい運動 ○地域にあった景観の保全 ○きれいなまちづくり	○花壇等実践者登録件数 ○地域の中で花による美化が進められていると感じる市民の割合（市民アンケート） ○住んでいる地域の美化活動に参加している市民の割合（市民アンケート）

2 環境学習・情報発信（基本目標に共通する事項）

基本目標	施 策	成果指標
環境学習・情報発信	○環境学習の推進 ○環境情報の発信	○環境マイスターを派遣した研修会等の参加者数

2. 成果指標の達成状況

計画の成果指標について、目標値と実績値(令和元年度)を比較した令和元年度末現在の達成度は、下表の判断区分により評価します。

達成度	判断区分
A	目標値を達成した指標（達成率 100%以上）
B	目標値をほぼ達成した指標（達成率 90～100%未満）
C	目標値に達していない指標（達成率 90%未満）
D	目標値に達していない指標（達成率 90%未満かつ実績が前年を下回ったもの）

本計画では21項目の成果指標を設定しています。令和元年度において、目標値を達成した指標(A)は5項目で、目標値に対する達成率が90%以上(B)となった指標は8項目あります。達成率が90%未満(C及びD)の指標は8項目で、うち4項目が前年の実績を下回りました(D)。

なお、達成度の下の矢印(↗)(↖)は、前年度の実績からの進捗の方向を表しています。(目標値に向かって進んだ場合は↗、目標値から遠ざかった場合は↖)

◆基本目標1 「もったいない」で暮らしを見直す

指標	基準値	前年値	実績値	目標値	進捗状況と達成度
	(平成26年度)	(平成30年度)	(令和元年度)	(令和5年度)	
市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量(家庭系)	625 g/日	575 g/日	577 g/日	562 g/日	排出量は前年より増加しました。目標値の達成に向け、引き続き取り組みを進めています。 B (↖)
市内全事業所の一般廃棄物排出量	13,645 t/年	11,087 t/年	10,917 t/年	10,525 t/年	排出量は前年より減少しており、目標値の達成(排出量削減)に向かって推移しています。 B (↗)
一般廃棄物のリサイクル率(家庭系)	22.8%	28.5%	28.6%	24.6%	目標値を達成しています。引き続き取り組みを進めています。 A
市民1人当たりの資源ごみ回収量(家庭系)	51.1 kg/年	43.4 kg/年	41.7 kg/年	60.4 kg/年	近年の資源の店頭回収の影響等により、市が回収した資源ごみの量は年々減少しています。目標値の達成に向け、引き続き取り組みを進めています。 D (↖)
資源集団回収に取り組んでいる地区的割合	100%	100%	100%	100%	目標値を達成しています。今後も全地区での取り組みが継続して行われるよう啓発していきます。 A

◆基本目標2 省エネルギー型の暮らしに転換する

指 標	基 準 値	前 年 値	実 績 値	目 標 値	進捗状況と達成度	
	(平成26年度)	(平成30年度)	(令和元年度)	(令和5年度)		
再生可能エネルギー発電設備導入容量(※)	12,962Kw	45,188Kw	49,142Kw	28,281 Kw	目標値を達成しています。特に太陽光発電については、一般住宅における導入のほか、市内外の事業者による導入が進められている状況です。	A
環境にやさしい取り組みを行っている市民の割合(市民アンケート)	45.6%	58.3%	60.7%	70%	前年の割合を上回りました。目標値の達成に向け、引き続き啓発を進めています。	C (↗)

※対象はバイオマス・太陽光・中小水力発電設備(出典:資源エネルギー庁ホームページ)

◆基本目標3 自然を守り、自然と共に暮らす

指 標	基 準 値	前 年 値	実 績 値	目 標 値	進捗状況と達成度	
	(平成26年度)	(平成30年度)	(令和元年度)	(令和5年度)		
森林整備面積(民有林)	372ha/年	276ha/年	282ha/年	600ha/年	前年の整備面積を上回りました。目標値の達成に向け、引き続き取り組みを進めています。	C (↗)
植林などの森林保護活動イベント参加人数	105人	224人	280人 (※)	400人	前年の参加者数を上回りました。目標値の達成に向け、引き続き取り組みを進めています。	C (↗)
グリーンツーリズム受入者数	1,926人	1,011人	821人 (※)	2,700人	教育旅行で訪れる学校数の減少や、受入農家の高齢化により、前年の受入者数を下回りました。目標値の達成に向け、引き続き取り組みを進めています。	D (↖)
自然環境を守るための行動を実際にしている市民の割合(市民アンケート)	59.9%	71.8%	72.5%	80%	前年の割合を上回りました。目標値の達成に向け、引き続き啓発を進めています。	B (↗)

※市の施策に関連して行われた森林保護活動や交流事業の参加者数(民間事業者や団体等が実施した森林保護活動、交流事業の参加者数は含んでいません)

◆基本目標4 きれいな環境で安心な暮らしを守る

指 標	基 準 値	前 年 値	実 績 値	目 標 値	進捗状況と達成度	
	(平成26年度)	(平成30年度)	(令和元年度)	(令和5年度)		
大気汚染物質(NO ₂ 、SO ₂ 、SPM)の環境基準達成率	100%	100%	100%	100%	目標値を達成しています。今後も環境基準が達成されるよう、引き続き現状把握と適正な指導に努めています。	A
環境基準の類型指定河川(北上川、葛丸川、稗貫川、添市川、瀬川、豊沢川、猿ヶ石川)の水質(BOD)の環境基準達成率	100%	100%	100%	100%	目標値を達成しています。今後も環境基準が達成されるよう、引き続き現状把握と適正な指導に努めています。	A
定点観測による一般環境騒音の環境基準達成率	88.9%	81.8%	90.9%	100%	前年度の基準超過の原因となったイベントが開催されなかったことで、基準達成箇所が増加しました。引き続き現状把握と適正な指導に努めています。	B (↗)
悪臭モニタ一の年間感知件数	579件	686件	787件	450件以下	悪臭の感知件数は前年度より101件増加し、また、臭気測定の基準値を超過しています。依然として解決に至っていない状況であり、引き続き現状把握と事業者への適正な指導に努めています。	D (↘)
汚水処理設備整備率	88.0%	90.2%	90.5%	93.5%	第2次花巻市一般廃棄物(し尿)処理基本計画に基づき整備を進めしており、整備率は目標値の達成に向かって推移しています。	B (↗)
水洗化人口割合	76.0%	79.9%	80.6%	85.8%	第2次花巻市一般廃棄物(し尿)処理基本計画に基づき整備を進めしており、整備率は目標値の達成に向かって推移しています。	B (↗)

◆基本目標5 暮らしに安らぎを与える

指標	基準値	前年値	実績値	目標値	進捗状況と達成度	
	(平成26年度)	(平成30年度)	(令和元年度)	(令和5年度)		
花壇等実践者登録件数	339 件	363 件	349 件	350 件	花壇等の実践者の高齢化が進んでおり、登録件数は目標値を僅かに下回りました。引き続き花苗配布やイベントの実施による花いっぱいのまちづくりを推進していきます。	B (↖)
地域の中で花による美化が進められていると感じる市民の割合(市民アンケート)	57.2%	60.5%	62.8%	70%	前年の割合を上回りました。目標値の達成に向け、引き続き啓発を進めていきます。	C (↗)
住んでいる地域の美化活動に参加している市民の割合(市民アンケート)	53.8%	65.7%	68.4%	70%	前年の割合を上回りました。目標値の達成に向け、引き続き啓発を進めていきます。	B (↗)

◆環境学習・情報発信（基本目標に共通する事項）

指標	基準値	前年値	実績値	目標値	進捗状況と達成度	
	(平成26年度)	(平成30年度)	(令和元年度)	(令和5年度)		
環境マイスターを派遣した研修会等の参加者数	547 人	1,057 人	738 人	880 人	派遣回数の減少により、目標値を下回りました。引き続き環境マイスターの制度の周知と学習機会の提供に努めています。	D (↖)

第2章 環境の現状と具体的施策の取り組み状況

1 基本目標を達成するための施策

[基本目標1] 「もったいない」で暮らしを見直す

私たちの暮らしの中で最も身近な環境問題は「ごみ」です。ごみの排出量を減らすためには「もったいない」の意識を持ち、継続した3R（発生抑制、再使用、再生利用）運動が大切です。そして不法投棄を許さない、循環型社会*を形成します。

1 環境の現状

(1)ごみ収集関係

ア. 年度別ごみ総排出量の推移

ごみ総排出量は、家庭系ごみと事業系ごみの合計量です。家庭系ごみには、ごみ処理場へのごみの搬入量と資源集団回収量等が含まれています。

令和元年度のごみ総排出量は30,920tで、平成25年以降は減少傾向にあります（図2、表3）が、市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量（家庭系）はわずかに増加しました。

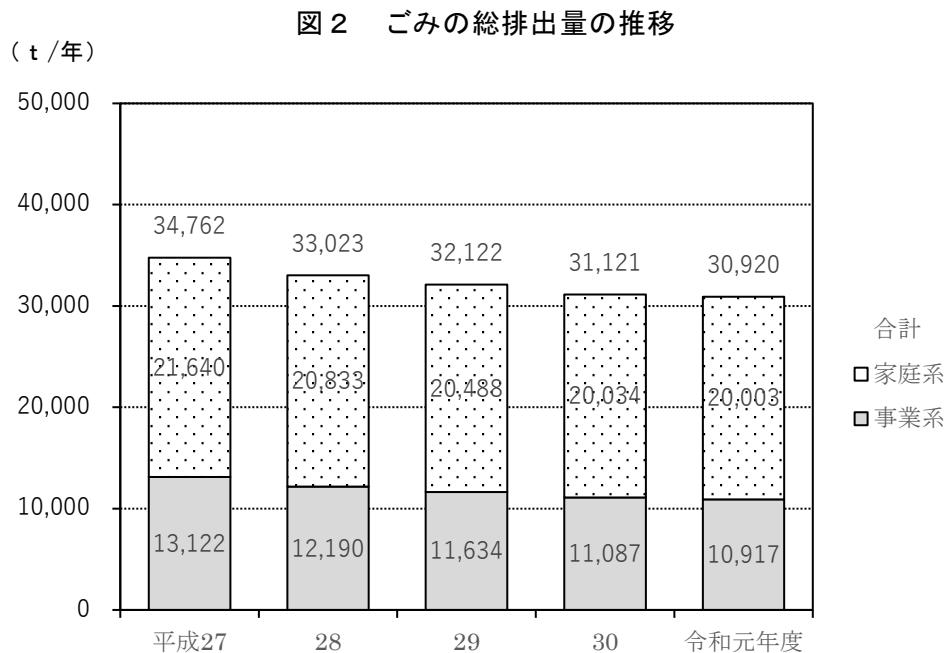


表3 ごみ総排出量の推移（内訳）

単位：t

年度	可燃物	粗大	不燃物 直接埋立	その他プラ	ガラスびん ペットボトル	集団回収 (生ごみを含む)	合計
平成27年度	28,401.68	244.68	1,233.10	624.99	994.52	3,262.60	34,761.57
家庭系	15,812.69	127.30	979.59	622.04	835.45	3,262.60	21,639.67
事業系	12,588.99	117.38	253.51	2.95	159.07		13,121.90
平成28年度	27,038.96	57.03	1,163.69	628.10	1,026.47	3,108.43	33,022.68
家庭系	15,298.52	30.90	880.77	626.30	888.18	3,108.43	20,833.10
事業系	11,740.44	26.13	282.92	1.80	138.29		12,189.58
平成29年度	26,484.44	48.86	1,109.80	609.56	1,001.25	2,868.14	32,122.05
家庭系	15,275.29	31.95	844.66	607.24	860.80	2,868.14	20,488.08
事業系	11,209.15	16.91	265.14	2.32	140.45		11,633.97
平成30年度	25,821.31	53.61	1,070.02	549.31	881.39	2,745.61	31,121.25
家庭系	15,015.97	40.75	854.55	547.82	829.14	2,745.61	20,033.84
事業系	10,805.34	12.86	215.47	1.49	52.25		11,087.41
令和元年度	25,828.33	60.43	1,069.01	565.87	858.40	2,538.41	30,920.45
家庭系	15,158.50	52.27	876.38	565.80	811.81	2,538.41	20,003.17
事業系	10,669.83	8.16	192.63	0.07	46.59		10,917.28

※端数処理により、図2と表3の値が異なる場合があります

※衣類は平成27年度は可燃物に、平成28年度以降はガラスびん・ペットボトルの分類に含まれています

イ. 年度別ごみ搬入量の推移

ごみ搬入量とは、ごみ処理場（花巻市清掃センター・岩手中部クリーンセンター）に直接搬入されたごみの量です。

単位：t

年度	可燃物	粗大	不燃物+直接埋立	その他プラ	ガラスびん	ペットボトル	合計
平成27年度	834.95	180.34	113.11	0.40	0.00	0.00	1,128.80
家庭系	311.66	125.73	62.48	0.00	0.00	0.00	499.87
事業系	523.29	54.61	50.63	0.40	0.00	0.00	628.93
平成28年度	338.10	36.87	89.13	0.00	0.00	0.00	464.10
家庭系	203.66	30.90	56.51	0.00	0.00	0.00	291.07
事業系	134.44	5.97	32.62	0.00	0.00	0.00	173.03
平成29年度	313.48	35.94	76.10	0.00	0.00	0.00	425.52
家庭系	194.14	31.95	51.18	0.00	0.00	0.00	277.27
事業系	119.34	3.99	24.92	0.00	0.00	0.00	148.25
平成30年度	375.47	43.25	97.01	0.00	0.00	0.00	515.73
家庭系	255.63	40.75	74.31	0.00	0.00	0.00	370.69
事業系	119.84	2.50	22.70	0.00	0.00	0.00	145.04
令和元年度	434.15	53.46	104.57	0.00	0.00	0.00	592.18
家庭系	303.19	52.27	89.09	0.00	0.00	0.00	444.55
事業系	130.96	1.19	15.48	0.00	0.00	0.00	147.63

ウ. 令和元年度 家庭系ごみ収集状況

家庭から排出されるごみのうち、ごみ集積所から収集したごみは、次のとおりです。令和元年度は、約17,020 tを収集しました。

地区	項目	稼働日数 (日)	延べ回数 (回)	収集量 (t)	1日当たり収集量 (t/日)	1日当たり回数 (回/日)
花卷	可燃物	208	3,454	10,759.78	51.73	16.6
	不燃物	115	394	497.84	4.33	3.4
	ガラスびん	115	942	367.63	3.20	8.2
	ペットボトル	115	355	127.52	1.11	3.1
	その他プラスチック	244	967	430.79	1.77	4.0
	衣類	4	48	69.50	17.38	12.0
	小計	801	6,160	12,253.06	79.52	47.3
大迫	可燃物	208	425	745.57	3.58	2.0
	不燃物	46	101	57.07	1.24	2.2
	ガラスびん	45	291	35.99	0.80	6.5
	ペットボトル	43	89	11.51	0.27	2.1
	その他プラスチック	99	214	22.76	0.23	2.2
	衣類	4	16	4.22	1.06	4.0
	小計	445	1,136	877.12	7.18	19.0
石鳥谷	可燃物	208	869	2,138.13	10.28	4.2
	不燃物	89	91	152.68	1.72	1.0
	ガラスびん	94	282	81.16	0.86	3.0
	ペットボトル	89	89	27.42	0.31	1.0
	その他プラスチック	95	193	68.24	0.72	2.0
	衣類	4	15	11.63	2.91	3.8
	小計	579	1,539	2,479.26	16.80	15.0
東和	可燃物	208	390	1,211.83	5.83	1.9
	不燃物	69	126	79.70	1.16	1.8
	ガラスびん	114	357	50.22	0.44	3.1
	ペットボトル	114	122	19.35	0.17	1.1
	その他プラスチック	99	107	44.01	0.44	1.1
	衣類	4	8	5.66	1.42	2.0
	小計	608	1,110	1,410.77	9.46	11.0
花巻市	可燃物	832	5,138	14,855.31	71.42	24.7
	不燃物	319	712	787.29	8.45	8.4
	ガラスびん	368	1,872	535.00	5.30	20.8
	ペットボトル	361	655	185.80	1.86	7.3
	その他プラスチック	537	1,481	565.80	3.16	9.3
	衣類	16	87	91.01	22.77	21.8
	合計	2,433	9,945	17,020.21	112.96	92.3

※端数処理により、合計が異なる場合があります

(2)リサイクル活動の推進

ア. 年度別資源回収の推移

資源回収は、地区などで組織された団体による集団回収として行われています。令和元年度は、約2,483 t（ビン類を除く）が回収されました。近年は、スーパー・マーケットなどにおける店頭回収の普及などもあり、集団回収での回収量は減少が続いている。

年度	紙類(t)	金属類(t)	布類(t)	合計(t)	ビン類(本)
平成27年度	2,964.56	248.02	3.58	3,216.16	46,439
花 卷	2,161.62	186.66	0.09	2,348.37	5,648
大 迫	194.29	14.75	1.20	210.24	10,509
石鳥谷	331.81	25.24	1.41	358.46	23,077
東 和	276.84	21.37	0.88	299.09	7,205
平成28年度	2,804.98	227.40	3.07	3,035.46	41,993
花 卷	2,036.32	169.01	0.43	2,205.76	4,529
大 迫	181.29	15.01	0.96	197.26	9,606
石鳥谷	326.70	22.62	1.05	350.37	20,743
東 和	260.68	20.76	0.63	282.07	7,115
平成29年度	2,581.29	219.72	2.31	2,803.32	40,184
花 卷	1,843.12	164.26	0.00	2,007.38	5,838
大 迫	177.68	14.08	0.84	192.60	8,880
石鳥谷	300.75	23.19	0.84	324.78	18,915
東 和	259.74	18.19	0.63	278.56	6,551
平成30年度	2,471.67	213.35	2.84	2,687.86	39,532
花 卷	1,778.90	155.76	0.14	1,934.80	6,832
大 迫	164.74	14.77	0.99	180.50	8,572
石鳥谷	283.14	23.90	1.09	308.13	17,599
東 和	244.89	18.92	0.62	264.43	6,529
令和元年度	2,289.90	189.73	2.99	2,482.62	36,613
花 卷	1,632.62	137.51	0.22	1,770.35	7,674
大 迫	157.05	12.96	0.82	170.83	7,890
石鳥谷	273.13	22.69	1.13	296.95	15,864
東 和	227.10	16.57	0.82	244.49	5,185

※紙類は、新聞・段ボール・雑誌・牛乳パックなどです

※金属類は、スチール缶・アルミ缶・その他鉄などです

イ. 廃食用油の工業製品原料への再資源化

循環型社会形成の一環として、市は家庭で使用した食用油を回収し、再資源化する取り組みを行っています。平成28年度までは環境にやさしいバイオディーゼル*を精製し、市所有のトラックや市内運輸業者のバスの燃料として使用していましたが、車両に不具合が生じる事例があり、また、単価の面からも利用が進まなかつたことから使用を中止し、平成29年度からはせっけんや塗料などの工業製品原料としての再資源化に切り替え実施しています。

年度別廃食用油回収量の推移

(単位 : ℥)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
回収量	12,752	14,936	12,430	13,270	12,900

ウ. フリーマーケットの開催

フリーマーケットを通じて、不用品を生き返らせる方法を学び、ものを大切にする心を養うことを目的に、市民による市民のためのフリーマーケットを開催しています。平成 12 年には市民組織の「花巻市民フリーマーケットの会」(令和元年度会員数 28 名) が誕生し、市民主体によるフリーマーケットが実施されています。

(3) 不法投棄対策

不法投棄の発見・通報があった場合は、花巻市公衆衛生組合連合会や警察などの関係機関と連携を図り、調査・回収等を実施しています。令和元年度に市が回収した不法投棄の件数は 43 件、回収量は 2.2 t でした。

なお、特に不法投棄が多発する地区には、不法投棄防止看板及び監視カメラを設置しているほか、不法投棄監視員によるパトロールの実施により監視体制の強化を図っています。

年度別不法投棄回収量の推移

(単位 : t)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
回収量	7.8	4.4	4.3	4.4	2.2

2 具体的施策の取り組み状況

(1) 家庭ごみの減量と循環の仕組みづくり

①ごみの分別、排出方法の周知のため、家庭ごみ収集分別表及び家庭ごみ収集カレンダーを作成し全戸配布しました。また、インターネット上で市のごみ分別方法等を確認できるよう、ごみ分別辞典ウェブサイト「花巻市ごみ分別辞典」による情報提供を開始し、周知を図りました。【生活環境課】

②ごみ減量アドバイザー（1 人）を設置し、ごみ集積所における実態調査やごみの分別指導、出前講座の実施により、ごみの減量や資源化への啓発を図りました。【生活環境課】

③パソコンなどの小型電子機器や衣類、廃食用油の分別収集を実施しました。【生活環境課】

④廃食用油を回収し、工業製品原料（せっけん、塗料等）として再資源化を実施しました。

【生活環境課】

- ⑤資源集団回収運動の推進のため奨励金を交付したほか、資源集団回収運動を積極的に行った団体を表彰し、市民の資源化意識の高揚を図りました。【生活環境課】
- ⑥大迫地域において、回収した生ごみのたい肥化を実施しました。(たい肥化した生ごみ 26,930 kg) 【生活環境課】
- ⑦市で購入する消耗品等の単価契約において、30 品目中 26 品目をグリーン購入法適合商品*で契約しました。【契約管財課】
- ⑧「花巻市民フリーマーケットの会」が主催するフリーマーケットの開催を支援しました。(2 回実施、出店数のべ 77 店) 【生活環境課】

(2) 事業ごみ減量の推進

- ①花巻地区廃棄物処理組合を通じ、ごみの適正排出について周知を図りました。【生活環境課】

(3) 不法投棄を許さない

- ①不法投棄の早期発見と拡大防止に対応するため、各地域への不法投棄監視員の設置による監視体制を継続しました。(花巻地域 2 人、大迫・石鳥谷・東和地域各 1 人) 【生活環境課】
- ②不法投棄監視員によるパトロールのほか、関係機関と連携し不法投棄防止のパトロールを実施しました。(122 回実施) 【生活環境課】
- ③不法投棄防止の啓発看板の配布のほか、不法投棄の常習地に監視カメラを設置し、啓発を図りました。【生活環境課】

(4) 啓発活動

- ①出前講座や清掃センターの見学・職場体験受け入れを実施し、ごみの減量や資源化について意識啓発を図りました。(出前講座 16 回、施設見学受け入れ 118 人、職場体験 3 人) 【生活環境課・清掃センター】
- ②ごみの減量について市ホームページに掲載したほか、出前講座や環境学習講座等の機会を捉えごみの減量行動を呼びかけました。【生活環境課】
- ③食べ残しによる食品ロス*を減らすため、市ホームページを通じ「30・10(さんまる・いちまる)運動」*を呼びかけたほか、関係団体を通じて宿泊施設・飲食店に対して卓上ポップ等を配布し、食品ロス削減への協力を呼びかけました。【生活環境課】
- ④出前講座において簡易水切り器を配布し、水切りによる生ごみの減量を呼びかけました。【生活環境課】
- ⑤市内小学校の社会科において出前授業を実施し、ごみの減量及び適正排出にかかる啓発を行いました。(5 校) 【生活環境課】

【基本目標2】 省エネルギー型の暮らしに転換する

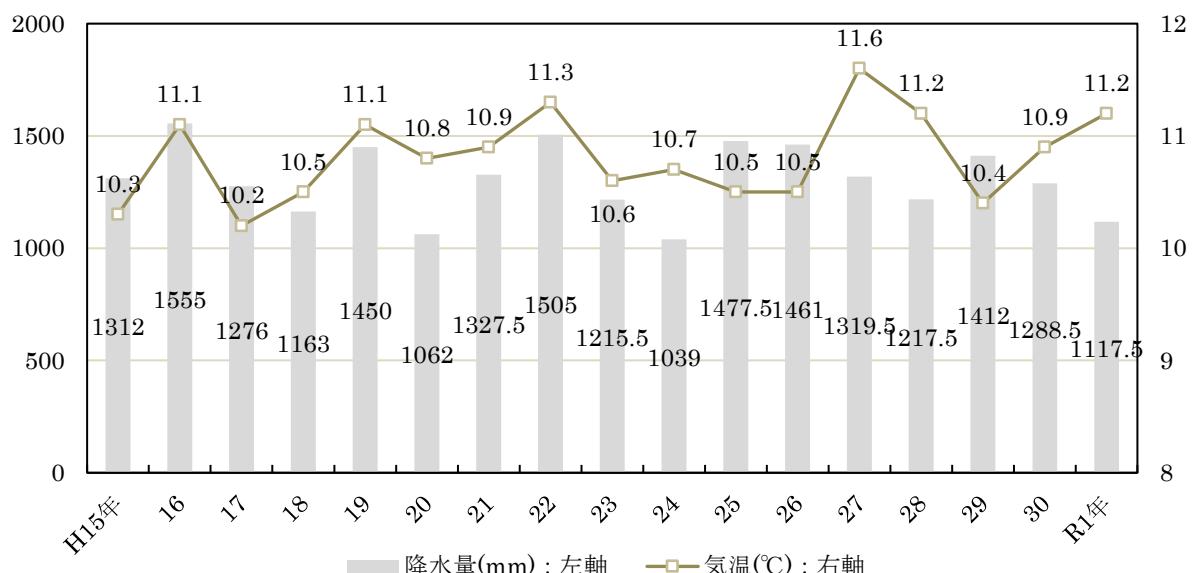
私たちは、自分たちの暮らしが地球環境と深く結びついていることを認識しなければなりません。今、地球環境で問題となっている地球温暖化*の進行を防ぐために私たちにできることは、省エネルギー型の暮らしに変えることです。市民・事業者・市がそれぞれの立場で取り組み、また、地域資源を生かした再生可能エネルギーの普及促進を図ることで地球温暖化対策を推進します。

1 環境の現状

(1) 気候

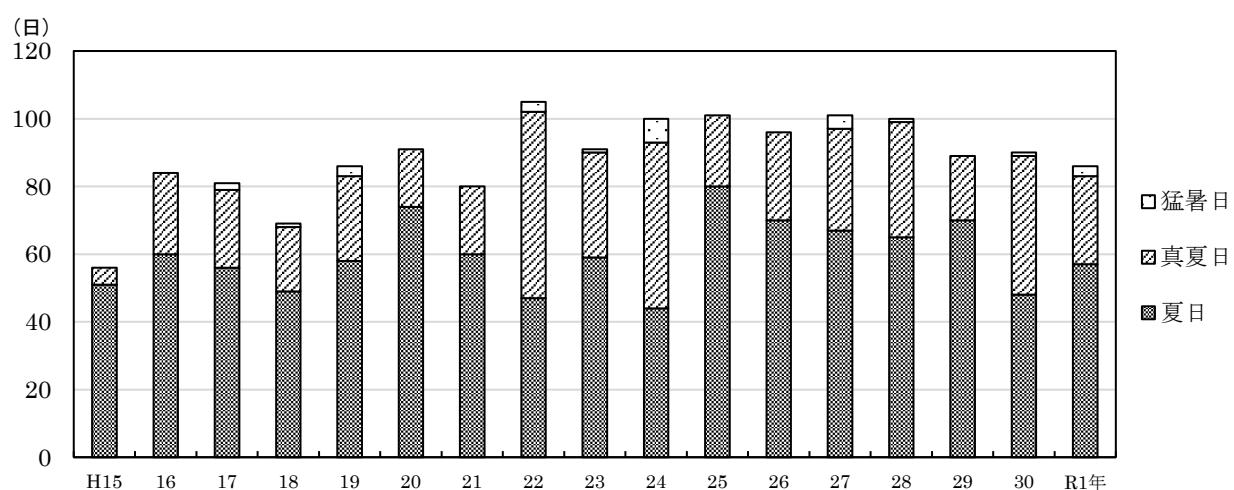
ア. 花巻市の平均気温と年間降水量

平成15年から令和元年までの、花巻市の平均気温と年間降水量は次のとおりです。令和元年の平均気温は11.2°C、年間降水量は1117.5mmとなっています。



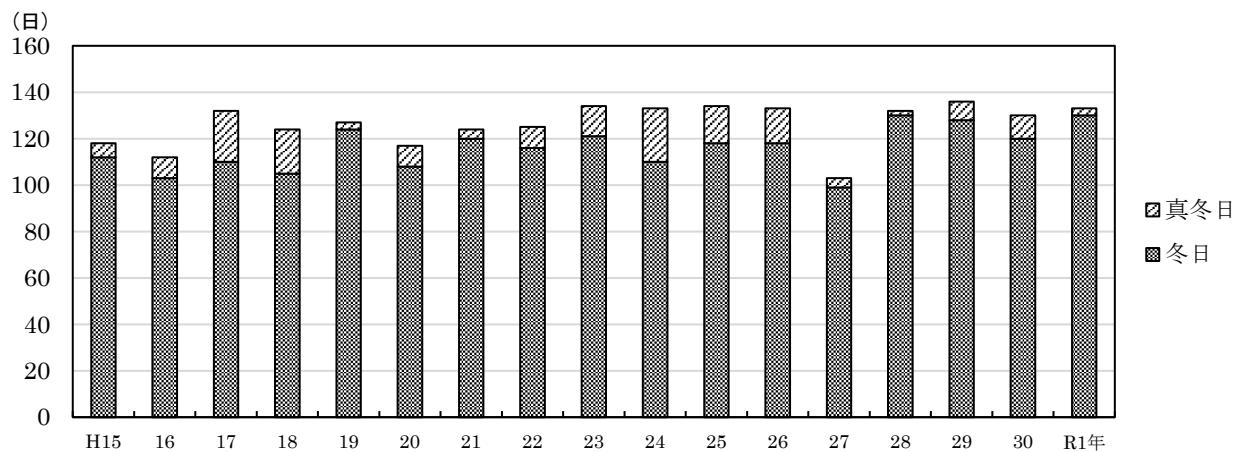
イ. 花巻市の夏日、真夏日、猛暑日の日数

平成15年から令和元年までの花巻市の夏日、真夏日、猛暑日は次のとおりです。令和元年の夏日は57日、真夏日は26日、猛暑日は3日となっています。



ウ. 花巻市の冬日、真冬日の日数

平成 15 年から令和元年までの花巻市の冬日、真冬日は次のとおりです。令和元年の冬日は 130 日、真冬日は 3 日となっています。



※ア、イ、ウのグラフは気象庁のデータを基に作成しています。なお、最高気温が 35℃以上の日を猛暑日、30℃以上の日を真夏日、25℃以上の日を夏日、0℃未満の日を真冬日、最低気温が 0℃未満の日を冬日といいます

(2)再生可能エネルギーの導入推進

ア. 市内の再生可能エネルギーの導入状況

市内では、水力発電所が 3 カ所、バイオマス発電*所が 1 カ所稼働しています。また、豊沢ダムの改修工事と合わせた小水力発電の整備が市内で計画されており、市としてこの事業を支援していくこととしています。太陽光発電所については、一般住宅や事業所の屋根への設置が多く見られますが、近年は、市外の事業者によるメガソーラーの導入が進められている状況があります。

地球温暖化の防止や災害時の対応など、持続可能な社会の実現に向け再生可能エネルギーの導入推進は必要ですが、一方で、開発に伴う土砂災害の発生や自然環境等への影響が懸念される事案が県内でも発生していることから、市では、再生可能エネルギーの導入が自然環境や地域との共生を図りつつ推進されるよう、条例の制定について検討しています。

種 別	名 称	出 力
水力発電所	猿ヶ石発電所（東北電力株式会社）	3,100kW
	東和発電所（電源開発株式会社）	27,000kW
	早池峰発電所（岩手県企業局）	1,400kW
バイオマス発電所（木質）	株式会社花巻バイオマスエナジー	6,250kW

イ. 公共施設への再生可能エネルギー設備の導入

市では、地球温暖化防止対策の有効な対策として、小中学校などの公共施設に太陽光発電設備等を導入しています。また、東日本大震災の経験を踏まえ、指定避難所である振興センターなどに、災害時の電源確保の効果もある太陽光発電と蓄電池を組み合わせたシステムを導入しています。

公共施設への再生可能エネルギー設備導入状況

No.	施設名	種類	出力	設置年度
1	花巻市立花巻北中学校	太陽光発電	10kW	H10
2	花巻市立東和小学校	太陽光発電	10kW	H23
3	花巻市立桜台小学校	太陽光発電	25W	H21
4	市民体育館	太陽光発電	11kW	H25
5	定住交流センター	太陽光発電	11kW	H25
6	湯口振興センター	太陽光発電	5kW	H25
7	矢沢振興センター	太陽光発電	5kW	H25
8	内川目振興センター	太陽光発電	5kW	H25
9	好地振興センター	太陽光発電	5kW	H25
10	大瀬川振興センター	太陽光発電	5kW	H25
11	八日市振興センター	太陽光発電	5kW	H25
12	八幡振興センター	太陽光発電	5kW	H25
13	八重畠振興センター	太陽光発電	5kW	H25
14	新堀振興センター	太陽光発電	5kW	H25
15	小山田振興センター	太陽光発電	5kW	H25
16	花北振興センター	太陽光発電	5kW	H25
17	西南地区クリーンセンター	太陽光発電	30kW	H19
18	松園振興センター	太陽光発電	5kW	H26
19	成島振興センター	太陽光発電	5kW	H26
20	大迫振興センター	太陽光発電	5kW	H26
21	外川目振興センター	太陽光発電	5kW	H26
22	谷内振興センター	太陽光発電	5kW	H27
23	大迫総合支所	チップボイラー	200kW	H16
24	花巻市立大迫保育園	チップボイラー	100kW	H17
25	生涯学習都市会館	ペレットストーブ	8,000kcal	H15
26	花巻市立宮野目保育園地域子育て支援センター	ペレットストーブ	8,000kcal	H16
27	養護老人ホームはなまき荘	太陽熱利用		H14
28	市道宮沢賢治記念館線	地中熱	84kW	H27
29	湯口中学校	太陽光発電	10kW	H28

2 具体的施策の取り組み状況

(1)二酸化炭素の排出抑制

- ①花巻市役所地球温暖化対策実行計画（第2期）に基づき計画を推進するとともに、市が排出する温室効果ガスを算定し、取り組み状況の把握に努めました。（P48～49をご参照ください）【生活環境課】
- ②市（市長部局）が所管する施設等における省エネルギー活動の効果的な推進を図るため、「花巻市エネルギー管理標準」について職員に周知を図りました。【生活環境課】
- ③市が管理する公共施設や学校施設において、照明器具の更新に合わせLED^{*}化を図りました。【市役所本庁本館ほか17施設】
- ④市が設置した防犯灯や街路灯、公園施設の照明の修繕・更新にあたり、LED化を図りました。【市民生活総合相談センター・各総合支所市民サービス課・道路課・公園緑地課】
- ⑤花巻地域の西南地区内を運行する民間路線バスの廃止に伴い、当日予約に対応した予約応答型乗合交通を導入し、地域住民の交通手段の確保を図りました。【都市政策課】
- ⑥公用車の導入（リース契約）の際は、低公害車^{*}を環境仕様とした契約基準に基づき導入しました。【契約管財課】
- ⑦家庭でできる温暖化対策や省エネ対策等について、市の広報紙やホームページ、コミュニティFMで周知し、意識啓発を図りました。【生活環境課】
- ⑧事業者に対し、国や県が推進する環境配慮に関する認証制度や各種支援制度について、市ホームページを通じて情報提供を行いました。【生活環境課】
- ⑨冷暖房する場所をシェアすることで地域全体のエネルギー消費量の削減につなげる岩手県の取り組み（いわてウォームシェアスポット・いわてクールシェアスポット）において、公共施設3箇所がスポット登録しています。【花巻市博物館、石鳥谷図書館、宮沢賢治童話村】

(2)再生可能エネルギーの導入推進

- ①木質バイオマス発電への木材の安定供給を図るため、小口での木材の買い取りを支援しました。【農村林務課】
- ②木質バイオマス（チップ、ペレット）を利用した暖房を行いました。【大迫保育園・宮野目保育園】
- ③地球温暖化対策をテーマに環境学習講座を開催し、市内のバイオマス発電所の見学を通じて再生可能エネルギーの普及啓発を図りました。【生活環境課】
- ④市内の事業者が行った再生可能エネルギー導入の取り組みを市ホームページで紹介し、普及啓発を図りました。【生活環境課】

【基本目標3】自然を守り、自然と共に暮らす

本市は市街地を取り囲むように里地・里山が広がっており、私たちは豊かな自然の恩恵を受けて暮らしています。この自然を守るためにには、環境保全に取り組むとともに、身近な自然と触れ合い、学ぶことも大切です。花巻にあった人と自然の共生の在り方を考えながら、保全活動を進めていきます。

1 環境の現状

(1) 森林の保全

本市の森林面積は市の総面積 90,839ha の 65.5%にあたる 59,527ha で、そのうち国有林面積が 27,302ha（森林面積の 45.9%）、民有林*面積は 32,225ha（森林面積の 54.1%）となっています。

森林は、水源の涵養をはじめ生物多様性の保全、地球温暖化の防止、木材等の生産など多面的機能*を保有しており、それらの機能を発揮することで市民生活に大きく貢献しています。市は、これらの多面的機能を維持し、良好な森林資源を確保するため、市有林の保育や作業道の整備、森林整備に係る経費への補助、森林経営計画*の作成支援の実施等により森林整備の促進を図るとともに、松くい虫被害の拡大防止、鳥獣による人身・農林産物への被害の防止に努めています。

また、自然観察会や植樹体験等の開催により森林に対する意識の醸成を図るとともに、自伐型林業を推進するためのイベント等を開催するなど、担い手の育成に努めるとともに、地域団体等が実施する里山整備活動を支援しています。

ア. 森林整備

市有林の保育（間伐、再造林、植栽、下刈、除伐）のほか、効率的な作業の実施と森林施業の集約化を考慮し、作業道の整備を行いました。民有林については、林地台帳の整備や森林経営計画の作成支援などの実施により整備を進めています。

また、「花巻市市有林経営ビジョン」に基づき市有林の森林経営計画を策定、市有林を中心とした共同計画の作成を促進し、森林施業の集約化を図っています。

森林整備面積（民有林）

（単位：ha）

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
整備面積	421	228	356	276	282

（資料：花巻市農村林務課）

イ. 森林病害虫による被害の拡大防止

県内の松くい虫被害は県北まで拡大しており、本市は松くい虫がまん延している高被害区域となっています。これまでも被害拡大防止のため駆除作業を実施してきましたが、駆除が追い付かない状況となっていることから、重要な松林周辺や被害先端地区の駆除を重点的に実施したほか、樹種転換*や樹幹注入*による防除対策を行いました。また、被害を防止するため、自らできる防除対策について広報紙等による啓発を行いました。

なお、県内的一部地域で発生が確認されているナラ枯れ*被害については、本市での被

害は確認されていませんが、市の広報紙やホームページを通じ注意を促しています。

松くい虫被害量と駆除量

(単位 : m³)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
被害量	4,101	4,074	5,560	4,311	3,140
駆除量	1,672	1,262	1,314	1,576	878

※被害量の数値は、その年度において把握した被害の量

(資料 : 花巻市農村林務課)

ウ. 鳥獣による農林産物等への被害防止

市内において、鳥獣による農林産物や樹木への被害、生活環境上の問題などが多数発生しています。従来から生息しているツキノワグマやカラス等に加え、近年はニホンジカによる被害が多数発生し、さらには西部地域を中心にイノシシの被害が増えていることから、被害の防止や低減を図るため、花巻市鳥獣被害防止計画に基づき計画的な捕獲活動を実施しています。

農林水産業への被害の増加が全国的に問題となっており、国の指定管理鳥獣となっているニホンジカの捕獲については、捕獲活動に対する国からの補助金を最大限活用し、通年での捕獲を実施していますが、雪が少なくシカの行動範囲が広がったことなどが影響し、捕獲頭数は減少しています。

被害の拡大防止に向け、捕獲用わなの貸し出しや電気牧柵設置に対する助成、広報紙等を活用した啓発を継続し、意識の高揚を図っていきます。

「花巻市鳥獣被害防止計画」に基づく捕獲頭数

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
対象鳥獣	捕獲頭数	1,756	1,687	1,354	1,643
	カラス	1,269	697	697	1,005
	カワウ	42	5	5	6
	ゴイサギ	8	6	6	0
	ウソ	100	64	64	68
	ハクビシン	36	23	23	45
	イノシシ	0	0	0	3
	シカ	293	540	540	502
	クマ	8	19	19	14

(資料 : 花巻市農村林務課)

(2) 農用地の保全

本市の基幹産業である農業の基礎的資源である農用地は、農業生産活動に利用されるだけではなく、水源涵養や生物多様性の確保、ふるさとの景観の維持等にも重要な役割を果たしています。

近年は、農業従事者の高齢化に伴う担い手不足や農畜産物の生産量の減少など、さまざまな課題に対応するため、農業経営の安定化への支援や農業生産振興、担い手の育成支援などの取り組みを行っています。地域資源を活用し、農畜産物の消費拡大や都市部との交流を図ることを目的に実施しているグリーンツーリズム*は、受入農家の高齢化などが影響し受入者数は減少していますが、事業運営に対する支援やウェブサイトを活用した情報発信を継続し、交流人口の拡大に努めています。

また、県内第3位となる本市の15,800haの農地面積を、将来にわたって適切に保全していくため、農地パトロール（利用状況調査）や農地の適正管理指導を行っているほか、多面的機能支払交付金制度*や中山間地域等直接支払制度*、環境保全型農業直接支払制度*の活用により、耕作放棄地*の発生防止や農地の多面的機能の確保に努めています。

しかしながら、近年は、後継者がいないことや、土地が耕作に適していないなどの理由から遊休農地が増加する傾向にあり、令和元年度末の遊休農地の面積は34haとなっています。

遊休農地の面積と解消面積

(単位：ha)

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
遊休農地	7.8	3.9	7.8	30.4	34
解消面積	10.3	2.9	0.5	5.6	1.3

(資料：花巻市農業委員会)

(3) 自然保護地域

本市では、早池峰山一帯が国定公園に、花巻温泉郷が県立自然公園に指定されているほか、胡四王山地域が県の環境緑地保全地域*として指定されています。

これらの自然公園については、自然公園保護管理員による巡視や利用者へのマナー啓発などが行われ、適正な利用が図られていますが、早池峰山ではシカによる高山植物への食害が問題となっており、国や県による防鹿柵設置などの対策が行われています。胡四王山地域については、本市の重要な観光資源ともなっていることから、下刈や除伐、病害虫駆除などの森林整備を実施しました。

また、鳥獣保護区*として早池峰山、毒ヶ森、志戸平、田瀬ダム、花巻温泉、豊沢ダム、花巻広域公園、戸塚森森林公園の8箇所が指定されており、うち早池峰山と花巻温泉が特別保護地区に指定されています。

(4) 希少な動植物

市内では、天然記念物として「早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落」「カズクリ自生地」「花輪堤ハナショウブ群落」の植物3件が国の指定を、「花巻矢沢地区のゼニタナゴ生息地」（動物）と「北笛間のナラカシワ」（植物）が県の指定を受けています。また、「胡四王山のヒメギフチョウ群棲地」の動物1件のほか、植物46件、地質鉱物3件を市の天然記念物として指定しています。

なお、平成26年に改訂された岩手県の「いわてレッドデータブック(2014年版)」の記録によると、本市では動物172種、植物236種が希少な動植物として選定されています。

市内のおもな天然記念物の現状

名 称	指定区分	現 状
早池峰山及び薬師岳の高山帯・森林植物群落	国特別	早池峰山では、岩石崩落の影響により河原の坊登山コースの閉鎖が続いている。また、ニホンジカによる高山植物の食害が深刻化しており、所有者(国)による防鹿柵の設置のほか、関係機関によるシカの調査や捕獲が行われています。
カズクリ自生地	国	大小無数のイガを長く連ねた状態が見られます。害虫防除や施肥による保護を行っています。
花輪堤ハナショウブ群落	国	指定地及び周辺の環境変化によりノハナショウブの花茎数の減少が顕著となっていることから、花輪堤ハナショウブ群落保存管理検討委員会を設置し、保存管理に関する調査、試験を行っています。除草試験等により開花花茎数は約三千本弱まで回復しています。
花巻矢沢地区のゼニタナゴ生息地	県	生息が確認されており、地元の保存活動団体による保護活動が継続して行われています。
北笛間のナラカシワ	県	健全な状態で保存されています。
胡四王山のヒメギフチョウ群棲地	市	生息が確認されています。

(5) 花巻に生息する動植物の現状

市では、「花巻の豊かな自然（野生動植物資材集）」（2007年3月発行：県南広域振興局花巻総合支局保健福祉環境部）に掲載されている「花巻の大切にしたい動植物リスト」の確認調査のため、平成28年度より市内で見かけた動植物についてのアンケート調査を行っています。

初回の平成28年度調査では、市内の環境保全活動団体に対し、植物10種と動物11種を調査対象として回答を依頼しましたが、平成29年度からは環境保全活動団体のほか環境マイスターにも依頼し、「花巻の大切にしたい動植物リスト」に掲載されているすべての動植物について調査しています。また、調査結果については、回答いただいた団体及び環境マイスターに報告したほか、市ホームページに掲載しています。

《アンケート調査の概要》

○調査期間 平成 31 年 2 月 1 日～令和 2 年 1 月 31 日

○調査対象の動植物

「花巻の豊かな自然（野生動植物資材集）」に掲載されている、植物 253 種、動物 173 種

○回答者

市内で環境保全活動を実施している 17 団体及び環境マイスター 8 名（自然環境分野）に回答を依頼し、うち 14 団体と環境マイスター 7 名から回答を得ました。

○調査結果

見かけた種の数 ※（ ）内は平成 30 年度の調査結果

- ・シダ植物 13 種中 9 種 (H30 7 種)
- ・種子植物 240 種中 135 種 (H30 123 種)
- ・淡水魚類 8 種中 8 種 (H30 7 種)
- ・両生類 7 種中 7 種 (H30 7 種)
- ・爬虫類 4 種中 2 種 (H30 2 種)
- ・鳥類 68 種中 48 種 (H30 54 種)
- ・哺乳類 16 種中 9 種 (H30 11 種)
- ・昆蟲類 59 種中 17 種 (H30 22 種)
- ・甲殻類 1 種中 1 種 (H30 1 種)
- ・淡水産貝類 6 種中 3 種 (H30 2 種)
- ・陸生貝類 4 種中 1 種 (H30 0 種)

初回（平成 28 年度）より調査を始め、今回で 4 年目となる植物 10 種、動物 11 種のうち、4 年続けて「見かけた」との回答が得られなかった種は、シダ植物の「タニヘゴ」と、種子植物の「イワキンバイ」でした。

(6) 水生生物による水質調査

河川に生息する生物を指標とした水質調査は全国的に実施されています。令和元年度において、本市では小学校など 14 団体、のべ 468 人の協力を得て、16 地点で調査が行われました。その結果、水質階級 I 級「きれいな水」が 14 地点、水質階級 III 級「きたない水」が 2 地点でした。（表 4、5）なお、岩手県が作成する、県内で実施された水生生物による水質調査結果を取りまとめた「水生生物を指標とした岩手県の河川水質マップ」を、調査結果資料として実施団体に送付しました。

表4 水質指標

水質階級		指標生物
I	きれいな水	ナミウズムシ、ヒラタカゲロウ類、カワゲラ類、サワガニ、ヘビトンボブユ類、アミカ類、ナガレトビケラ類、ヤマトビケラ類、ヨコエビ類
II	ややきれいな水	カワニナ類、コオニヤンマ、ヒラタドロムシ類、コガタシマトビケラ類 ゲンジボタル、オオシマヒトビケラ、イシマキガイ、ヤマトシジミ
III	きたない水	ミズムシ、シマイシビル、タニシ類、ミズカマキリ、イソコツヅムシ類 ニホンドロソコエビ
IV	とてもきたない水	エラミミズ、サカマキガイ、アメリカザリガニ、ユスリカ類、チョウバエ類

表5 令和元年度 水生生物による水質調査実施状況

学校名・団体名	参加人数	河川名	場所	水質階級
花巻小学校	45	後川	鳥谷崎公園内	III
	45	豊沢川	上根子橋付近	I
若葉小学校	104	豊沢川	道地橋付近	I
大迫小学校	18	中居川	大迫小学校付近	I
亀ヶ森小学校	7	稗貫川	横枕橋付近	I
石鳥谷小学校	45	葛丸川	たろし滝及び河川公園付近	I
八幡小学校	17	葛丸川	葛丸橋	I
八重畠小学校	15	稗貫川	新稗貫川橋付近	I
花巻北中学校総合文化部	26	瀬川	瀬川橋付近	I
東和こども大学	26	毒沢川	明戸橋付近	III
みちのくコカ・コーラボトリング(株)	45	豊沢川	上根子橋付近	I
外川目地区教育振興実践協議会	14	八木巻川	外川目岩脇地区内	I
湯本地區農地・水・環境保全組織小瀬川支部	23	鍋割川	小瀬川第9地割地内	I
花南わんぱく学童クラブ	29	豊沢川	道地橋付近	I
大迫いきもの部	9	岳川	内川目岳地区内	I

2 具体的施策の取り組み状況

(1)里地・里山の保全

- ①本市に生息する鳥獣による人的被害や農作物への被害を防止するため、花巻市鳥獣被害防止計画に基づき駆除を実施したほか、花巻市有害鳥獣被害防止対策協議会において、対策の検討や啓蒙活動を行いました。【農村林務課】
- ②ニホンジカの捕獲に対する国の支援事業を活用した捕獲活動を通年で実施したほか、ニホンジカ及びイノシシの捕獲活動を推進するため、遠隔操作あるいは自動捕獲と捕獲時の通知を可能とするＩＣＴ技術の導入を行いました。【農村林務課】
- ③農産物の地産地消の推進を図るため、花巻市産直スタンプラリーを実施しました。(2～3月、応募者227人)【農政課】
- ④地元の農産物について知り、地場産品の良さを認識してもらうため、学校給食への地元産食材の提供を行うとともに、若手生産者による小学校への出前授業などの取り組みを支援しました。【学務管理課学校給食管理室・農政課】
- ⑤木材の地産地消の推進を図るため、花巻市公共建築物等木材利用基本方針に基づき、公共施設での木材利用を促進しました。(木材使用料 104.7 m³)【農村林務課】
- ⑥優良農地の確保と有効利用、荒廃、違反転用の発生防止などを図るため、市及び農業委員・農地利用最適化推進員による農地パトロール(利用状況調査)を実施しました。(7・11月の2回実施)【農業委員会・農政課】
- ⑦森林資源の活用を推進するため、木質資源活用支援事業により、森林所有者に対しバイオマス発電燃料材納入時の運搬経費や松くい虫被害木活用に対する補助を行いました。(運搬量 519.23 t、うち松くい虫被害木 3.31 t)【農村林務課】
- ⑧耕作放棄地の発生を防止するため、中山間地域等直接支払交付金を交付し、農業生産活動を継続するための取り組みを支援しました。(協定数 115 団体、交付額 494,643 千円)【農村林務課】
- ⑨多面的機能支払交付金を活用し、農業の多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援しました。(活動組織 113 組織)【農政課】
- ⑩環境保全型農業直接支払制度を活用し、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い農業生産活動を支援しました。【農政課】
- ⑪良好な森林資源を確保するため、下刈や間伐等の森林整備を進めるとともに、松くい虫被害の拡大防止などに努めました。【農村林務課】
- ⑫民有林の森林整備を進めるため、森林所有者等が実施する森林經營計画の作成を支援しました。【農村林務課】
- ⑬岩手南部森林管理署、岩手南部森林管理署遠野支署、花巻市森林組合、花巻市の4者による花巻東部地域森林整備推進協定に基づき、民有林と国有林による路網の整備や間伐等の推進など連携した取り組みを実施しました。【農村林務課】
- ⑭ニホンツキノワグマなど人身被害を及ぼす動物に対する安全対策を周知するため、市ホームページやコミュニティFM、広報車による広報活動を行いました。【農村林務課】
- ⑮森林山村多面的機能発揮対策事業交付金を活用し、里山林の保全や森林資源の利活用などの取り組みを支援しました。(7 団体)【農村林務課】
- ⑯森林環境譲与税を活用し、森林所有者、地域住民自らによる地域の里山整備の取り組みを支援しました。(3 団体)【農村林務課】

(2)すぐれた自然環境と市全体の生物多様性の保全

- ①早池峰国定公園及び花巻温泉郷県立自然公園に自然公園保護管理員を配置し、自然保護地域内の景観及び動植物の保護と公園の適正な利用を図るとともに、必要に応じて来訪者への指導を行いました。【大迫総合支所地域振興課・観光課】
- ②早池峰地域の生態系や自然環境を良好に保全するため、岩手県や市が構成員として所属する早池峰地域保全対策事業推進協議会（岩手県設置）が行う移入植物の駆除（2回）や、国・県の防鹿柵設置作業への協力をしました。【大迫総合支所地域振興課】
- ③自然環境保全と登山者の車両乗り入れの抑制による排ガス低減を図るため、登山口までのシャトルバスを運行したほか、花巻市内から早池峰環境保全バスを運行しました。【大迫総合支所地域振興課】
- ④県の環境緑地保全地域に指定されている胡四王山地域の森林を守るため、下刈や除伐、病害虫の駆除などの森林保全整備を行いました。【農村林務課】
- ⑤河川の定期的な清掃活動やモニタリング等、河川の環境や生態系を維持するための活動を支援しました。【農政課】
- ⑥市内の環境保全団体及び環境マイスター（自然環境分野）へのアンケート調査を実施し、本市に生息する動植物の情報を収集しました。【生活環境課】
- ⑦外来植物の植生の拡大防止・駆除について、市の広報紙やホームページを通じて周知し、意識啓発を図りました。【生活環境課】
- ⑧希少生物（ゼニタナゴ）生息地の保全を図るため、地域団体が実施する保全活動（草刈り等）を支援しました。【生活環境課】

(3)自然との触れ合いの推進

- ①自然と触れ合うことができる機会を提供するため、環境マイスター派遣や環境学習講座を実施しました。【生活環境課】
- ②森林の保全を推進するため、植樹体験やスマーリング・アーバンリーストカレッジ等各種講座の開催により森林に触れる機会を提供し、意識啓発を図りました。【農村林務課】
- ③市民が安心して自然と触れ合うことのできる場を確保するため、公園や遊歩道などの維持管理（草刈り等）を行いました。【公園緑地課】
- ④地域の自然について学ぶための学習会を開催（2回）し、自然保護に対する意識啓発を行いました。【大迫総合支所地域振興課】
- ⑤豊かな自然や食文化を活用したグリーンツーリズムや農業体験ツアーを実施し、都市部との交流を図りました。【農政課】
- ⑥県立自然公園の適正な維持管理のため、県立自然公園条例による行為等の許可申請などの届出の審査を行いました。（処理件数6件）【生活環境課】

[基本目標4] きれいな環境で安心な暮らしを守る

本市の空気や水などがきれいであることは誇れることであり、安心・安全な暮らしには、欠かせないものです。この良好な環境を汚さないで次世代へ継承していくことは、私たちの責務です。日常の活動に伴い生じる身近な環境問題に対処し、広域的な問題にも理解を深めながら、更なる環境改善に取り組んでいきます。

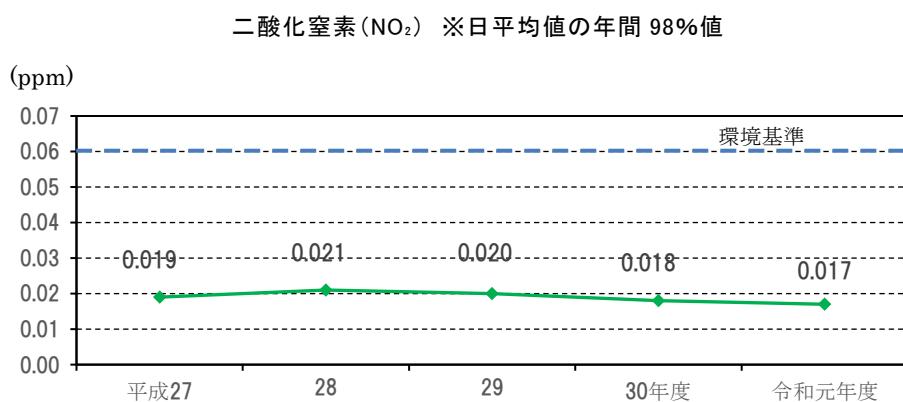
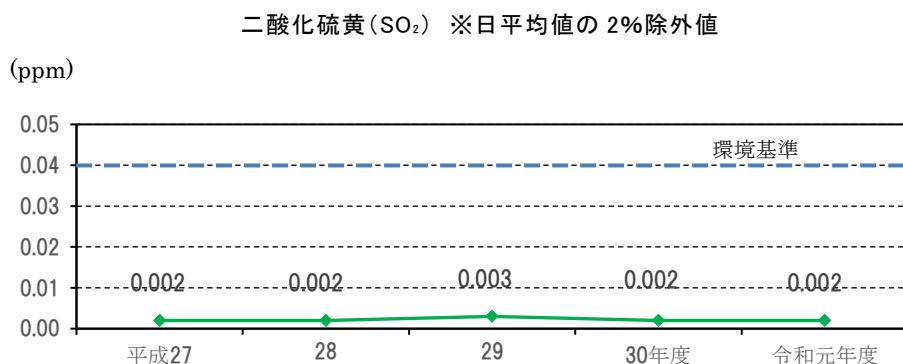
1 環境の現状

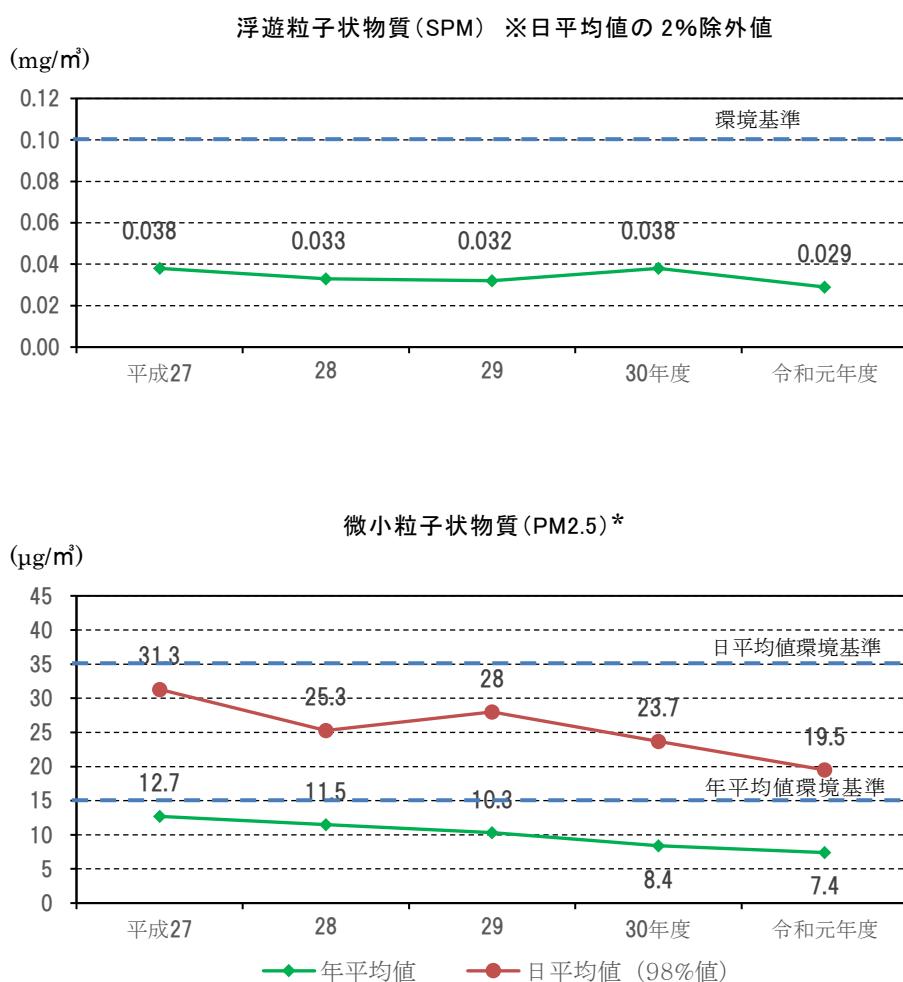
(1) 大気環境

市では、市内の主要2地点で降下ばいじん*量の調査を実施するとともに、公害防止協定締結事業所の自主的な調査により大気汚染物質の排出量の監視を行っています。

また、岩手県では、昭和60年度から市内に常時監視システムを設置し、より詳細な調査を行っています。大気汚染物質濃度の年平均値は、常に環境基準内でほぼ横ばいに推移しており、大気環境は良好に維持されています。(図3・速報値)

図3 大気質の状況





出典：国立環境研究所ホームページ環境数値データベース、岩手県測定結果

(2)水質

ア. 河川水質調査

市内の河川水質は、国・県（図4・速報値）と、市（表6）が調査をしています。

市内を流れる小河川の水質は、下水道への接続率の増加と水質浄化のための積極的な啓発活動などの結果、大幅に改善されてきています。しかし、市街地内を流れている都市河川は、生活雑排水等による汚濁負荷量が年々減少しているにもかかわらず、水量が少なく希釈されないため、ほかの河川と比較して、水質が悪い傾向にあります。令和元年度において、大沢川のBODの値の一部が大きく悪化しています（表6）、これは、大沢川付近の事業所内に設置している排水処理施設の活性汚泥が貯留槽から一部河川に流出したことによるもので、原因となった施設では既に改善を行っていますが、定期的な点検について指導を継続しています。

なお、令和元年度、北上川等の環境基準適用河川では、全て基準を達成しています。

図4 水質調査結果経年変化図（環境基準適用河川）

河川 (BOD)		A	B	C	D	E	F	G	
A類型 環境基準 2mg/ℓ以下		BOD75%値	1未満	1～2以下	2.1～3未満	3～4未満	4～5未満	5～10未満	10以上
湖沼 (COD*)		①	②	③					単位: mg/ℓ
		COD75%値	3以下	3.1～4未満	4～5未満				
河川	北上川 (朝日橋)	B	B	B	B	B			
	豊沢川 (新淵橋)	A	A	A	A	A			
	(桜橋)	A	A	A	A	A			
	猿ヶ石川 (安野橋)	B	B	B	A	B			
	瀬川 (落合橋)	A	A	A	A	A			
	(小舟渡橋)	A	A	A	A	A			
	稗貫川 (稗貫川橋)	A	A	A	A	A			
	(新岳南橋)	A	A	A	A	A			
湖沼	葛丸川 (葛丸橋)	A	A	A	A	A			
	添市川 (添市橋)	B	B	B	B	B			
湖沼	豊沢ダム (ダムサイト)	②	②	①	①	①			
	田瀬ダム (ダムサイト)	②	①	①	①	②			

表 6 市内河川の水質（BOD）

単位 : mg/ℓ

	河川名	測定地点	H27	H28	H29	H30	R1
花卷地域	後川	駅洞門下	1.9	2.2	2.0	1.5	1.1
	後川	鳥谷ヶ崎橋	1.5	2.3	2.1	1.6	1.2
	瀬川	上川原橋	1.0	1.2	1.0	0.5	0.5
	瀬川	下似内橋	2.0	1.4	1.6	1.3	1.0
	滝の沢川	滝の沢橋	1.7	2.0	1.8	1.6	1.2
	滝の沢川	JR鉄橋下	2.1	2.8	2.3	1.6	1.2
	大堰川	労働基準協会	2.3	2.0	1.7	2.0	1.6
大迫地域	大堰川	青少年ホーム	8.2	2.9	2.4	1.9	1.9
	稗貫川	鳥長根橋	0.7	1.0	0.9	0.5	0.5未満
	稗貫川	下水処理場上流	0.7	0.8	1.2	0.7	0.5未満
	大沢川	川村養豚場上流	0.8	0.7	0.5	0.5	0.5未満
	大沢川	川村養豚場付近	1.0	5.8	8.9	6.1	37.0
	大沢川	藤原養豚場付近	0.7	1.4	1.0	1.0	1.4
	大沢川	新小田橋	0.9	0.9	0.5	0.6	0.9
	折壁川	上の橋	0.6	0.7	0.5	0.5	0.5未満
	梅の木沢	ごみ最終処分場付近	4.5	1.2	0.5未満	1.0	0.5
	小又川	立石橋	0.7	0.7	0.5未満	0.5	0.5
	八木巻川	豎岩橋	0.8	0.5	0.7	1.0	0.5
石鳥谷地域	旭の又川	宗五郎橋	0.8	1.0	0.5	0.5	0.5未満
	仲居川	いろは橋	0.7	0.7	0.5未満	0.7	0.5
	上口川	上口公園付近	2.4	1.5	1.8	1.0	2.2
	薬師堂川	樋門付近	2.3	1.7	1.4	1.3	1.7
	塚根堰	矢川自工付近	5.2	1.3	2.3	1.6	1.6
	大沢口川	石鳥谷石油付近	2.0	1.6	2.1	1.1	1.2
	小通川	石鳥谷医療センター付近	2.3	1.9	1.7	1.6	0.9
	耳取川	北向橋	1.7	1.4	1.8	1.1	1.2
東和地域	滝沢川	柳館橋	1.7	1.5	1.4	1.1	1.1
	直町都市下水路	江曽10地割内	2.5	3.1	2.8	1.4	1.6
	猿ヶ石川	上瀬橋	1.0	0.9	1.0	0.5	0.5未満
	猿ヶ石川	毘沙門橋	1.1	1.3	1.1	0.5	0.5
	毒沢川	明戸橋	1.2	1.4	1.4	0.7	0.6
	添市川	絹川新橋	1.6	2.1	1.4	0.9	0.6
	八幡沢川	猿ヶ石川合流点	7.3	4.7	6.7	5.0	4.9
	稚鍋川	白山橋	1.2	1.4	1.1	0.5	0.5未満
	白土川	白土橋	1.0	1.1	0.8	0.5	0.5未満
	明神川	谷内浄水場付近	1.5	1.7	1.0	0.5	0.6
	倉沢川	橋本橋付近	1.2	1.8	1.5	0.8	1.0

※表 6 の測定地点は、環境基準点ではないため、環境基準が適用されません

イ. 公害防止協定締結事業所排水水質検査

市では、公害防止協定*に基づき、公害防止協定締結事業所を対象に排水の水質検査を実施しています。水質検査は、各事業所との公害防止協定において協定値が定められている項目について実施するもので、いずれかの項目において協定値を超過していた事業所に対しては、再検査または改善措置を講じるよう指導をしています。

令和元年度は24事業所で水質検査を実施し、2事業所で協定基準(pH)を超過しました。

公害防止協定締結事業所排水水質検査結果

項目	測定地点数(事業所数)	基準達成地点数(事業所数)
水素イオン濃度(pH)	26(24)	24(22)
生物化学的酸素要求量(BOD)	26(24)	26(24)
化学的酸素要求量(COD)	11(11)	11(11)
浮遊物質量(SS)	26(24)	26(24)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	12(11)	12(11)
大腸菌群数	15(14)	15(14)
銅含有量	0	0
亜鉛含有量	1(1)	1(1)
溶解性鉄含有量	2(2)	2(2)
溶解性マンガン含有量	0	0
クロム含有量	0	0
シアノ化合物	0	0
鉛及びその化合物	0	0
六価クロム化合物	0	0
ふつ素及びその化合物	0	0
ニッケル及びその化合物	0	0
溶存酵素(DO)	1(1)	1(1)
トリクロロエチレン等3物質	1(1)	1(1)

採水日 花巻地区 R1.10.17

大迫地区 R1.10.29

石鳥谷地区 R1.10.23・R1.10.29 東和地区 R1.10.29

*水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質量(SS)の3項目については、24事業所のうち2事業所が2箇所での測定を実施しています

(3)騒音

ア. 自動車騒音

市内的一般道2路線で騒音の測定調査をした結果、全ての時間帯で環境基準に適合していました。(表7、図5)

また、高速道路については、東北自動車道沿道4地点において騒音測定を実施した結果、全ての時間帯で環境基準に適合していました。(表8、図5)

表7　自動車騒音測定結果

	測定路線名 (測定地点)	用途地域	時間帯 区分	測定値 (dB)	環境基準 (dB)	比較 結果	測定日
1	主要地方道花巻大曲線 (花巻市豊沢町182-5)	第一種住居地域	昼	64	65	◎	R1.11.20～11.21
			夜	57	60	◎	
2	市道材木町下二枚橋線 (花巻市桜台1-6-21)	商業地域	昼	65	65	○	R1.11.26～11.27
			夜	58	60	◎	

※ 比較結果 ◎：環境基準を満足 ○：環境基準と同値 ×：環境基準を超過

※ 昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までの時間帯です。

表8　東北自動車道騒音測定結果

	測定地点	浦和から の距離 (km)	路肩の 高さ (m)	路肩から の距離 (m)	時間帯 区分	測定値 (dB)	環境基準 (dB)	比較 結果	測定日
1	中根子字拾六古館前35-2	473.51	3.0	55.0	昼	51	70	◎	R1.11.3～11.6
					夜	48	65	◎	
2	中北万丁目645-36	475.75	3.5	10.3	昼	63	70	◎	R1.11.3～11.6
					夜	58	65	◎	
3	中根子字堂前34-6	473.77	3.0	24.2	昼	54	70	◎	R1.11.3～11.6
					夜	51	65	◎	
4	石鳥谷町大興寺3-9	485.90	5.0	7.3	昼	59	70	◎	R1.11.3～11.6
					夜	55	65	◎	

※ 比較結果 ◎：環境基準を満足 ○：環境基準と同値 ×：環境基準を超過

※ 昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までの時間帯

イ. 航空機騒音

花巻空港は令和2年3月末現在、札幌便3往復、大阪便4往復、名古屋便4往復、福岡便1往復が毎日就航し、台北便1往復が週2回就航しています。

この航空機騒音は、県において測定調査されており、騒音測定地点は、空港の北側に3地点、南側に3地点の計6地点に設けられています。そのうち、2地点については季節ごとに年4回、その他4地点については年1回の測定を行っています。通年の測定値は、ほぼ横ばいで推移しており、基準値に適合しています。

花巻空港航空機騒音調査結果

地点番号	地域類型	基準値(Lden)	所在地	通年測定値(Lden)				
				H27	H28	H29	H30	R1
N1	無指定	—	石鳥谷町西中島3-16	51	52	52	52	—
N2	無指定	—	石鳥谷町西中島1-18-2	50	51	51	50	50
N3	I	57.0	石鳥谷町小森林5-220-1	49	49	49	48	—
N4	無指定	—	二枚橋南1丁目46-3	—	—	—	—	43
N5	I	57.0	石鳥谷町黒沼3-83-2	—	—	—	—	48
S1	無指定	—	下似内8-142	44	42	45	47	49
S2	無指定	—	上似内6-130-1	40	37	39	39	38
S3	I	57.0	下似内4-36-1	45	47	47	49	50

※「Lden(時間帯補正等価騒音レベル)」とは、個々の航空機騒音の単発騒音暴露レベル(LAE)に夕方(午後7時～午後10時)のLAEには5デシベル、深夜(午後10時～翌7時)のLAEには10デシベルを加え、1日の騒音エネルギーを加算し1日の時間平均をとつて評価した指標

※令和元年度より2地点について調査地点が変更となっています(N4、N5)

ウ. 東北新幹線鉄道騒音

東北新幹線は、平成28年3月の北海道新幹線開通以降、新花巻駅の発着および通過列車の増加、高速化が進んでいます。

令和元年度、東北新幹線鉄道の騒音測定は、軌道中心から25m地点と50m地点、合わせて8地点で実施した結果、5地点が環境基準を超過しました。

東日本旅客鉄道株式会社では、防音壁の設置など騒音防止対策を実施しておりますが、継続して環境基準を超過していることから、県と関係市町村合同により、毎年、東日本旅客鉄道株式会社に対して騒音防止対策を強化するよう要請しています。

東北新幹線鉄道騒音測定結果

番号	測定地点		東京起点距離(km)	軌道中心から の距離(m)	騒音 レベル dB(A)	列車 速度 (km/h)	環境基 準類型 基準値 dB以下	用途地域	構造		軌道 種類	防音壁	測定 年月日
									種類	高さ			
1	高松第8地割	東	460.6	25	※79	305	II類型	無指定	高架	5.2	スラブ	直壁 2m	R1.11.25
				50	※75		75						
2	胡四王一丁目 23	西	463.6	25	※76	310	I類型	第一種 住居地域	高架	9.9	スラブ	直壁 2m	R1.11.25
				50	※73		70						
3	石鳥谷町新堀 7-76	東	472.8	25	※77	303	II類型	無指定	高架	5.9	スラブ	直壁 2m	R1.12.3
				50	75		75						
4	石鳥谷町新堀 52-17	東	470.4	25	74	304	II類型	無指定	高架	5.0	スラブ	直壁 2m	R1.12.3
				50	72		75						

※環境基準を超えた測定値

エ. 一般環境騒音

市では、市内の一般地域と道路に面する地域の環境騒音調査を実施しており、昭和 63 年 12 月には、県が騒音の環境基準の地域指定を行いました。

令和元年度に一般地域 9 地点で測定した結果、1 地点で環境基準を超過しました。（表 9、図 5）

表 9 環境騒音測定結果

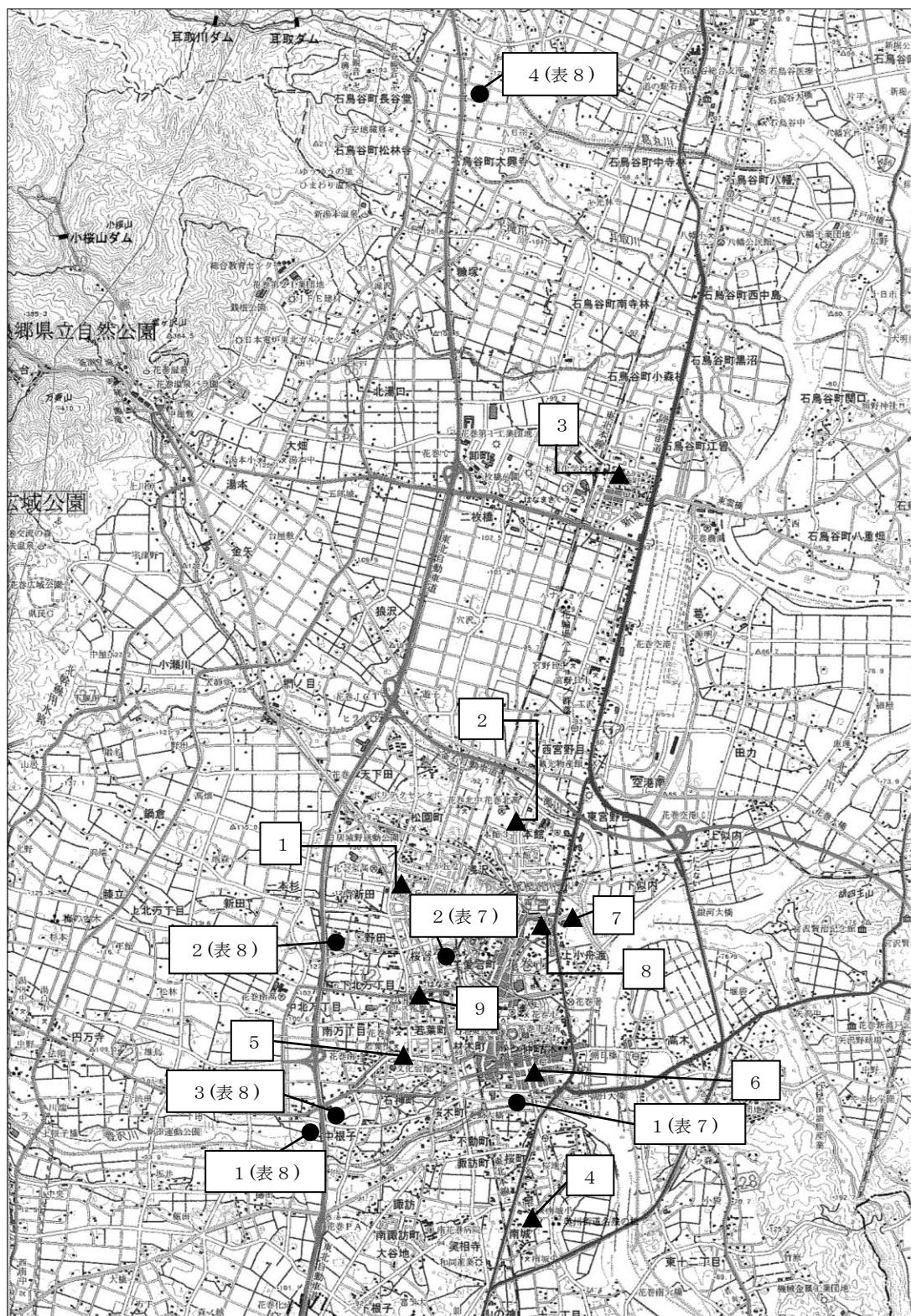
番号	測定地点	用途地域	時間帯	環境基準	等価騒音レベル	比較結果	昨年度測定等価騒音レベル(dB)	昨年度比較結果
			区分	(dB)	(dB)			
1	花巻市星が丘1-20-13	第一種低層住居専用地域	昼間	55	54	◎	52	◎
			夜間	45	49	×	46	×
2	花巻市本館54 花巻北高校付近	第一種中高層住居専用地域	昼間	55	51	◎	50	◎
			夜間	45	44	◎	44	◎
3	花巻市二枚橋町北1-52	第二種中高層住居専用地域	昼間	55	49	◎	48	◎
			夜間	45	43	◎	40	◎
4	花巻市南城57 花南振興センター付近	第一種住居地域	昼間	55	54	◎	52	◎
			夜間	45	42	◎	42	◎
5	花巻市若葉町3-16-24 花巻図書館付近	第二種住居地域	昼間	55	52	◎	55	◎
			夜間	45	39	◎	46	×
6	花巻市豊沢町6-35	商業地域	昼間	60	54	◎	50	◎
			夜間	50	40	◎	40	◎
7	花巻市下似内17-79	工業地域	昼間	60	51	◎	51	◎
			夜間	50	41	◎	41	◎
8	花巻市四日町3-22-25	準工業地域	昼間	60	54	◎	49	◎
			夜間	50	41	◎	41	◎
9	花巻市西大通り2-13-8 はなまきボラン保育園付近	近隣商業地域	昼間	60	54	◎	-	-
			夜間	50	46	◎	-	-

※ 比較結果 ◎：環境基準を満足 ○：環境基準と同値 ×：環境基準を超過

※ 昼間とは午前 6 時から午後 10 時まで、夜間とは午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間帯です。

※ 令和元年度より 1 地点について調査地点が変更となっています

図5 騒音測定位置図



【凡例】
調査地点
 ● : 道路に面する地域(表7、8関係)
 ▲ : 一般地域(表9関係)

0.0 0.5 1.0 1.5 2.0 km

SCALE : 1:50.000

(4)振動

振動の原因としては、交通機関（自動車・鉄道・航空機）、工場、建設作業がありますが、防振装置や低振動工法等の普及により、苦情は発生しておりません。

東北新幹線鉄道振動

令和元年度は、東北新幹線沿線 4 地点において新幹線鉄道振動を測定しました（騒音測定地点と同地点での測定）。その結果、新幹線鉄道振動対策指針の 70 デシベルを超えた地点はありませんでした。

東北新幹線鉄道振動

	測定地点	軌道中心からの距離(m)	振動レベル(dB)	列車速度(km/h)	測定日
1	高松第8地割	25	55	305	R1.11.25
2	胡四王一丁目23	25	52	310	R1.11.25
3	石鳥谷町新堀7-76	25	51	303	R1.12.3
4	石鳥谷町新堀52-17	25	50	304	R1.12.3

(5)悪臭

市では悪臭公害を未然に防ぐため、平成 5 年 8 月に制定した「花巻市悪臭公害防止条例」の適用区域の拡大や新たに届出義務を定める改正を平成 27 年 12 月に行いました。

また、平成 28 年度には、事業場に迅速かつ適切な指導を行うため条例を適用する事業場の区分と種類を追加し、住民説明会の開催や届出義務の対象事業場の拡大、苦情発生時の対応義務を定める改正（平成 29 年 4 月 1 日施行）を行いました。

長年にわたる化製場*からの悪臭については、悪臭モニターの感知件数が最も多かった平成 14 年度（2,523 件）以降、脱臭炉や排水処理施設の更新などの対策により、感知件数は減少しました。しかし、平成 28 年度に原料の腐敗が進行しやすい夏季を中心に感知件数が増加したことから、臭気処理対策が不十分であると判断し、花巻市悪臭公害防止条例の規定に基づき場内臭気の低減対策及び場内臭気脱臭設備を改善するよう改善勧告を実施しました。改善計画に基づき脱臭設備が設置されましたが、脱臭効果を上げるための稼働調整が完了しておらず、現在も効果検証の作業及び指導を実施しているところです。

このほか気象条件による影響も重なり、悪臭感知件数は増加の傾向にあることから、今後も悪臭対策の協議のほか、臭気測定や悪臭パトロール等を行いながら、当該事業所に対して悪臭発生防止のための施設改善等の指導を強化していきます。

悪臭モニター感知状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
悪臭モニター 感知件数 (悪臭モニター 委嘱人数)	504 件 (29 人)	607 件 (28 人)	528 件 (28 人)	686 件 (28 人)	787 件 (29 人)

(6)公害等への苦情

令和元年度に市で処理した苦情は、前年度からの繰越1件を含め計36件で、平成30年度の計25件に比べ増加しており、特に、騒音に関する苦情が増加しています。(表10)

苦情の種類は、工場や事業の活動によるものや生活騒音などによる騒音関連が10件、工場や店舗の活動によるものほか、生活排水等による水路からの悪臭発生や堆肥による悪臭関連が13件ありました。その他の内訳は、野焼きやカラス等の野鳥に関すること、土地の管理に関することなどです。

これらの苦情については、現地調査を実施し、原因者に対して苦情内容の説明や指導を行いました。野焼きについては、焼却物が県条例の焼却規制の例外となっているものであるか確認するとともに、規制の例外となっている場合であっても周辺環境を考慮して行うよう指導したほか、カラスに係る相談では、被害防止対策などの助言を行いました。また、野焼きの禁止やカラスの対応について市ホームページにも掲載し、周知を図りました。

なお、翌年度へ繰り越した苦情は、昭和57年度以来繰り返されている化製場に関わる悪臭1件です。(表11)

表10 公害苦情処理件数と処理状況

各年度末現在

	新規受理件数						前年度 から 繰越	合計	処理状況			
	騒音	悪臭	水質 汚濁	大気 汚染	その他	計			解決	移送	計	翌年度 へ繰越
平成27年度	3	8	1	2	6	20	1	21	20		20	1
平成28年度	4	7	2	3	10	26	1	27	26		26	1
平成29年度	12	11	4	2	11	40	1	41	38	2	40	1
平成30年度	5	10	4	1	4	24	1	25	22	2	24	1
令和元年度	10	13	1	2	10	36	1	37	31	5	36	1

表11 処理内容別苦情処理状況

種類 処理内容	騒音	悪臭	水質 汚濁	大気 汚染	その他	計
作業行為の中止					0	0
防除施設の設置・改善	2	3		1		6
作業方法・作業工程の改善	1	1				2
作業時間の変更						0
原因物質の除去等					1	1
その他	5	5	1	1	9	21
不明	1					1
他の機関(課)へ移送	1	4				5
翌年度へ繰越		1				1
合計	10	14	1	2	10	37

(7) 化学物質対策

化学物質による環境汚染の未然の防止及び事故発生時の被害拡大防止のため、工場や事業所から排出される有害化学物質の排出量や廃棄物の移動量について事業者が届け出るP R T R制度*を活用し、その把握に努めています。

令和元年度の届出について岩手県が国の公表データを基に集計した結果によると、市内の届出事業者数は41事業者で、届出のあった排出量・移動量は合計で約172tとなっています。また、届出排出量・移動量が特に多かった物質は、おもに金属表面処理などに用いられる亜鉛の水溶性化合物(67t)、溶剤や洗浄剤などに用いられる塩化メチレン(46t)、トリクロロエチレン(40t)でした。

(8) 放射性物質

市民の放射性物質に対する不安に対応するため、市では、市民や市内の事業者から持ち込まれた食品や水のほか、土や木、灰などの放射性物質濃度を簡易測定器により測定しており、令和元年度は52件が持ち込まれました。(測定の結果については、個人の情報であり公表についての承諾を得られていないことから公表しておりません)

また、平日の毎朝、市内2地点において、空間線量を測定しており、国の目安である0.23マイクロシーベルト/時を下回っています。

空間放射線量の定期測定結果

測定状況	測定地点	測定結果(平成30年度)
地表面から1mの高さで、平日・毎日(※)	花巻市役所本庁舎	0.02~0.06 μ Sv/時
	田瀬振興センター	0.05~0.10 μ Sv/時

※測定器のメンテナンス等のため、令和元年12月10日から令和2年1月20日まで、本庁舎での測定は未実施です。その期間、県が花巻保健福祉環境センターで測定した結果は、0.025~0.047 μ Gy/時でした。(おおむね1 μ Sv/時=1 μ Gy/時として換算できます)

(9) 公害防止協定

公害の未然防止と住民生活の環境保全を図るために、誘致企業や県公害防止資金の融資を受けている事業所等については、市との公害防止協定の締結を推進しています。

公害防止協定締結事業所一覧

地区	協定の相手方（企業名等）	協定等の形式	締結年月日
花巻	株式会社東北タチバナ	協定書	昭和49年11月1日
	株式会社鈴木鉄工所	協定書	昭和50年2月10日
	リコーインダストリアルソリューションズ株式会社	協定書	昭和50年3月31日
	有限会社カネサ出荷組合	覚書	昭和51年6月1日
	小田島商事株式会社	覚書	昭和51年6月1日
	有限会社伊藤精	覚書	昭和51年6月1日
	有限会社関戸ガラス店	覚書	昭和51年6月1日
	北東金属株式会社	協定書	昭和51年12月1日
	みちのくコカ・コーラプロダクツ株式会社	協定書	昭和52年3月15日
	伊藤運輸有限会社	覚書	昭和53年3月9日
	花巻機械金属工業団地協同組合	協定書	昭和56年3月12日
	三ツ輪金属工業株式会社	協定書	平成1年12月28日
	株式会社ホクエツ東北	協定書	平成2年2月24日
	富士フィルムテクノプロダクツ株式会社	協定書	平成2年3月29日
	東北シャノン株式会社	協定書	平成7年2月7日
	東北日東工業株式会社	協定書	平成9年4月1日
	株式会社デンロコーポレーション東北ガルバセンター	協定書	平成12年10月13日
	アスプラザやまびこ	協定書	平成14年2月13日
	イーエヌ大塚製薬株式会社 花巻工場	協定書	平成14年6月17日
	デンカアヅミン株式会社	協定書	平成17年6月1日
	株式会社新興製作所	協定書	平成19年11月30日
	株式会社パーツ、Y	協定書	平成30年7月25日
	株式会社イトー急行	協定書	平成30年10月10日
	岩手県化製油脂協同組合	協定書	平成31年1月4日
	株式会社ネクサス	協定書	平成31年1月24日
	株式会社アイオ一精密	協定書	平成31年2月15日
	株式会社近藤設備	協定書	平成31年4月23日
大迫	サンホレスト化成工業株式会社 岩手工場	協定書	昭和61年4月1日
	はやちねファーム	協定書	平成4年10月29日
	有限会社藤成興産	協定書	平成17年7月1日
	高源精麦株式会社 川村養豚場	協定書	平成26年7月22日
	農業生産法人有限会社うしちゃんファーム	協定書	平成30年11月1日
石鳥谷	株式会社花巻空港日産	協定書	昭和51年2月17日
	丸大食品株式会社 岩手工場	協定書	昭和56年11月5日
	株式会社鋼商	協定書	平成1年12月22日
	株式会社盛岡南ゴルフクラブ	協定書	平成2年1月25日
	岩手阿部製粉株式会社	協定書	平成3年10月9日
	株式会社T S D	協定書	平成8年3月29日
	岩手コンポスト株式会社	協定書	平成10年2月16日
	株式会社ジャパンファーム	協定書	平成12年6月14日
	東北資材工業株式会社	協定書	平成13年12月21日
	株式会社キクコウストア	協定書	平成14年2月5日
	環境整備株式会社	協定書	平成14年10月11日
	株式会社森孵卵場	協定書	平成29年12月13日
東和	株式会社東北北信	協定書	昭和48年12月24日
	岩手大丸コンクリート	協定書	昭和56年4月1日
	竹内真空被膜株式会社	協定書	平成1年4月8日
	有限会社小田切車体	協定書	平成11年11月5日
	エム・シー通商株式会社	協定書	平成12年2月18日
	株式会社千田精密工業	協定書	平成12年9月20日
	株式会社アイオ一精密	協定書	平成12年10月16日
	有限会社丸和工業	協定書	平成13年6月7日
	有限会社岩手農林開発	協定書	平成14年2月6日
	株式会社芳賀火工	協定書	平成14年8月8日
	有限会社東和プラム	協定書	平成15年6月6日
	株式会社アサノ通運	協定書	平成15年12月28日
	北海工業株式会社	協定書	平成16年12月20日
	株式会社 栄開発	協定書	平成30年3月5日

2 具体的施策の取り組み状況

(1) 大気環境の保全

- ①公害防止対策事業により、大気汚染防止法に基づく届出事務や事業場立ち入り等を実施しました。（事業場立入件数 49 件、届出処理件数等 16 件）【生活環境課】
- ②PM2.5*をはじめとする大気環境について、県が各保健所等に測定器を設置し測定している大気環境項目のデータにより監視したほか、大気汚染物質が上昇した場合の情報連絡訓練を実施しました。【生活環境課】

(2) 水環境の保全

- ①公害防止対策事業により、水質汚濁防止法や公害防止協定に基づく届出事務及び事業場立ち入り等を実施しました。（事業場立入件数 62 件、届出処理件数等 32 件、水質測定件数 65 件）【生活環境課】
- ②第2次花巻市一般廃棄物（し尿）処理基本計画に基づき、公共下水道事業および浄化槽設置整備事業（補助金交付）を推進しました。（公共下水道 3.7 km、浄化槽設置補助 80 基）【下水道課】
- ③水洗化の促進のため戸別訪問調査を行ったほか、マンホールカードの発行により下水道事業のPRを行いました。（調査戸数 183 戸、マンホールカード 4,837 枚発行）【下水道課】
- ④北上川の水質保全のため、市の広報紙やホームページで水質事故防止について啓発を図ったほか、北上川水系水質汚濁対策連絡協議会に加盟し、情報共有しながら水質事故等に対応しました。（公共水域での水質事故・異常への対応件数 12 件）【生活環境課】
- ⑤不法投棄などによる水質汚染を防ぐため、不法投棄箇所の水質検査を実施するとともに、パトロールを実施しました。（水質検査 2 回）【生活環境課】
- ⑥田瀬湖のアオコ*対策のため、田瀬ダム水質検討会へ参加し、現状把握と発生抑制のための協議を行いました。【生活環境課】

(3) 騒音・振動対策

- ①公害防止対策事業により、事業場の騒音振動測定を実施するとともに、騒音規制法及び振動規制法、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例に基づく届出事務を受理し、適正な施行の確認を行いました。（届出処理件数：騒音発生施設 13 件、振動発生施設 3 件、特定建設作業〔騒音・振動〕 1 件）【生活環境課】
- ②公害防止対策事業により、高速道路や新幹線の騒音振動測定を実施し、基準を超えた箇所については事業者に改善の要請を行いました。【生活環境課】
- ③近隣生活騒音*等については、苦情相談時に対応し適正な指導を行いました。（対応件数 3 件）【生活環境課】

(4) 悪臭防止対策

- ①悪臭発生源事業所等の近隣のパトロールや臭気測定、悪臭モニターの設置、対策会議の定期的な開催のほか、悪臭に対する苦情の 24 時間受付を実施し、悪臭発生が認められた場合には事業所に速やかに連絡し改善を促しました。（パトロール 35 回、悪臭モニター感知件数 787 件）【生活環境課】

②家畜排せつ物の適正な管理と利用促進のため、飼養農家等に対し家畜排せつ物法に基づいた指導を行いました。（適正処理に係る指導件数 2 件）【農政課】

(5) 化学物質対策

- ① P R T R *（化学物質排出移動量届出制度）の事務等を実施し、化学物質の使用実態の把握や環境リスクの低減対策を推進しました。（届出処理件数 47 件）【生活環境課】
- ② P R T R の届け出や事業場立ち入り時に、有害物質の減量化についての指導を実施しました。【生活環境課】
- ③公園での除草剤散布の減量化に努め、やむを得ず使用する場合は環境にやさしい除草剤を使用しました。【公園緑地課】
- ④農薬の適正使用の徹底について、市ホームページを通じて周知しました。【農政課】
- ⑤自家焼却の禁止について、市ホームページを通じて周知したほか、問い合わせや苦情への対応を行いました。（苦情対応 19 件）【生活環境課】

(6) 放射性物質対策

- ①市内 2箇所で空間放射線量の測定を実施し現状把握に努めたほか、市民から依頼された食品等の放射線量の測定を実施しました。（食品放射線量測定 52 件）【生活環境課】
- ②市ホームページに掲載している空間放射線量測定結果を随時更新しているほか、コミュニティ FM で毎日情報提供しました。【生活環境課】

【基本目標5】暮らしに安らぎを与える

私たちの暮らしに安らぎは必要です。市の名前にふさわしい花いっぱいのまちづくりを推進し、花巻の地域資源を生かした景観づくりにも取り組んでいきます。また、適切な管理が行われていない空き地や空き家の問題にも対応し、快適な生活空間を創造します。

1 環境の現状

(1)環境美化

ア. 花いっぱい運動

花いっぱい運動は、昭和45年の岩手国体の開催にあたり、花巻地域で花壇を整備し、全国から訪れた選手団や関係者を花で迎えたことを契機に始まりました。その後、昭和47年からは現在の「花と緑のまつり」が始まるなど、「健康で明るい文化的なまちづくり」の一環として、市の名前にふさわしい花いっぱいのまちづくりを推進しています。

昭和49年に設立された「花巻市花と緑の会」は、花と緑を育てるることを通じて明るく住みよいまちづくりを行うことを目的としており、「花と緑のまつり」など市の事業への協力をはじめ、花壇実践活動や研修会の開催などの取り組みを行っています。

イ. 一斉清掃

市では、環境問題に対する市民の関心を高め、きれいなまちづくりを推進するため、春と秋の大掃除や市民総参加早朝一斉清掃を実施しています。

また、河川へのごみの投棄が美観を損ねている現状があるため、特に投棄が著しい箇所について地域団体に河川清掃を委託し、地域の環境美化に努めています。

(2)景観の保全

ア. 空家等対策

平成25年住宅・土地統計調査によると、市内の住宅総数約3万7千戸のうち、空家数は4,750戸となっており、適切な管理が行われていない空家等*が、防災や衛生、景観等、地域住民の生活環境に影響を及ぼす問題が発生しています。

市では、平成28年7月に策定した「花巻市空家等対策計画」に基づき、各種調査の実施や台帳の作成、空家等の管理についての理解促進、花巻市空き家バンク制度など空家等の活用に関する情報提供を行うとともに、空家等に関する無料相談会を開催し、空家等の維持管理やリフォーム、建物・土地の相続など、さまざまな相談に対応しています。

また、空き地の草木の繁茂等に関する相談については、必要に応じて現地調査を実施し、周囲の生活環境に明らかに悪影響を及ぼしていることが認められた場合は、土地所有者に對し適正な管理を行うよう文書にて依頼しています。

イ. 公園整備

市が管理する公園施設は、都市公園や条例による公園など市全体で149箇所あります。市ではこれらの公園を市民が安全・快適に利用できるよう、草刈りや遊具の点検などの維持管理を行っています。また、公園整備を行う場合は、整備計画の内容について地域住民と協議を行い、地域住民の意向に配慮した整備となるよう努めています。

ウ. 市街地における鳥獣・害虫等対策

市街地におけるカラスの鳴き声やふん害、害虫被害に関する相談が寄せられています。

カラス対策については、ホームページ等による啓発や電話での助言のほか、追い払い用のLED強力ライトの貸し出しを行っていますが、追い払った群れが他地区に移動するだけで、根本的な解決に至っていないのが現状です。

また、6月と8~9月頃の年2回、市内でアメリカシロヒトリの幼虫が発生し、樹木の葉を食べつくすなど大きな被害を与えていたほか、宅地内への侵入により精神的被害を与えています。市では、害虫防除について市の広報紙やホームページなどを通じ発生初期の対応を呼びかけるほか、家庭用噴霧器や高枝バサミ等の無料貸し出しを行うなど、被害の拡大防止に努めています。

2 具体的施策の取り組み状況

(1)花いっぱい運動

- ①花と緑の創出事業により、花壇等実践者に花苗を配布したほか、コミュニティ花壇の造成・改修等に対する補助を実施しました。(花壇等実践者登録件数349件、約252,000本配布、コミュニティ花壇造成事業補助1件)【公園緑地課】
- ②花と緑のまつりや市内花壇見学ツアー等を実施し、花いっぱい運動を推進しました。(花と緑のまつり来場者2万5千人、花壇見学ツアー参加者8人)【公園緑地課】
- ③花いっぱいのまちづくりを推進するため、「花巻市花と緑の会」が行う研修会や花壇作業等の活動を支援しました。【公園緑地課】
- ④花と緑のまつりや花づくり講習会の実施により環境美化に対する意識啓発を行ったほか、広報はなまきを通じた取り組み事例の紹介、市ホームページへの花壇マップの掲載等により花いっぱい運動の周知を図りました。【公園緑地課】

(2)地域にあった景観の保全

- ①県の景観計画に基づく届出に関して、市に対する意見照会に対応しました。(照会件数28件)【都市政策課】
- ②文化財保護活用事業により、指定文化財の保存管理及び公開、指定文化財の確認調査と修繕を、民俗芸能伝承支援事業により郷土芸能鑑賞会の開催等を、埋蔵文化財保護活用事業により遺跡の環境整備や講演会を実施しました。(指定文化財の環境整備6箇所、郷土芸能鑑賞会等5件、遺跡の環境整備5箇所、文化財講演会2回)【文化財課】
- ③市民が安全・快適に利用できるように公園等の整備及び維持管理を行いました。また、公園整備事業の実施に当たっては、地域住民と整備計画について協議しました。(公園整備1箇所)【公園緑地課】
- ④アメリカシロヒトリによる樹木への被害を防止するため、市の広報紙やホームページを通じ防除を呼びかけたほか、一般家庭における害虫防除を支援するため家庭用噴霧器や高枝バサミ、共同防除用動力噴霧器の無料貸し出しを行いました。【生活環境課】
- ⑤空家等の適切な管理を行うため、花巻市空家等対策計画に基づき市内の空家等の実態を調査し、空家データベースの更新を行いました。また、空家等の所有者が抱える問題に対応するため、各種専門団体の協力のもと無料相談会を実施したほか、老朽危険住宅の除却に対する補助を行いました。(無料相談会相談件数21件、除却補助2件)【建築住宅課】

⑥空地の雑草や支障木に関する相談について、周囲の生活環境に明らかな悪影響があり、対応の必要性がある場合、強制力はないものの、現地調査を実施のうえ所有者に対し適正管理を依頼する文書を送付するなどの対応を行いました。（対応件数 5 件）【生活環境課】

⑦森林環境や景観を保全するため、松くい虫被害を未然に防ぐための薬剤の注入や、松くい虫被害木の駆除を実施しました。【農村林務課】

(3)きれいなまちづくり

①ペットの飼育マナーについて、市の広報紙への掲載やチラシの配布等により意識啓発を図りました。【生活環境課】

②きれいなまちづくりと、環境問題に対する関心を高めるため、公衆衛生組合連合会と連携し、市内一斉清掃（年 3 回）及び春・秋の大掃除を実施しました。（一斉清掃参加者延べ 46,682 人）【生活環境課】

③ごみの投棄が著しい市内の 5 河川について、地域住民団体への委託により河川清掃を実施しました。（6 団体のべ 34 回、回収量約 1.9 t）【生活環境課】

④水資源や河川環境に対する意識啓発及び環境保全活動の推進のため、田瀬ダム水源地域ビジョン推進協議会が主催する田瀬湖周辺の清掃活動に参画しました。【東和総合支所地域振興課・生活環境課】

⑤カラスのふん害についての苦情や相談について、内容に応じた情報提供を行いました。（対応件数 1 件）【生活環境課】

2 環境学習・情報発信（基本目標に共通する事項）

「ごみ減量・資源化」「温暖化対策」「自然環境」「生活環境」「環境美化」の5つのテーマはいずれも関連しているため、横断的に取り組む必要があります。また、これらの問題を解決するために最も大切なのは一人ひとりの意識と知恵、そして行動です。これまで環境活動にかかわったことのない人や子供たちが取り組むきっかけとなるよう、分かりやすく的確に本市の環境情報を発信するとともに、環境保全活動や環境学習を計画的に推進します。

具体的施策の取り組み状況

(1)環境学習の推進

- ①環境学習推進事業により、市民が実施する自主学習会や水生生物調査に環境マイスターを派遣しました（派遣回数21回）。また、市職員によるふれあい出前講座の実施に対応しました。（出前講座16回）【生活環境課】
- ②環境教育の推進のため、小学生を対象に環境学習チャレンジブックや水質検査試薬（パックテスト）などの教材を配布しました。（チャレンジブック155冊、水質検査試薬27パック配布）【生活環境課】
- ③幼少期からのごみ減量・適正排出の意識啓発を図るため、小学校との協働による出前授業を実施しました。（5校 延べ27回）【生活環境課】
- ④地域における環境保全活動を推進するため、環境学習講座を開催しました。（6回実施、参加者延べ94人）【生活環境課】

(2)環境情報の発信

- ①市主催の環境学習講座や環境マイスター派遣制度など、環境に関する情報について、広報はなまきや市ホームページ、関係団体等を通じて情報提供しました。【生活環境課】
- ②市の環境に関する施策や状況についてまとめた年次報告書「はなまきの環境」を作成し、市ホームページで公表しました。【生活環境課】

II 第2次花巻市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、市町村が定めなければならないこととされております。市では、平成19年2月に「花巻市一般廃棄物（ごみ、し尿）処理基本計画」を策定し、ごみの減量や資源化、し尿、生活排水の適正な処理を推進してきましたが、計画期間の終了及びごみ処理を取り巻く環境の変化を受け、平成28年3月に第2次花巻市一般廃棄物処理基本計画を策定し、循環型社会の実現を目指し取り組んでいます。

1. 第2次花巻市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

（1）計画の概要

第2次花巻市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、一般廃棄物に関して必要な施策を推進するための総合的かつ中長期的な計画として、循環型社会の実現を目指すことを目的に策定しました。

計画期間	平成28年度から令和7年度（10年間）
目標年度	令和7年度
基本方針	(1) 市民啓発の推進 (2) ごみの減量化と資源化の推進 (3) ごみの適正処理 (4) ごみの最終処分量の削減
数値目標	(1) ごみ総排出量 28,095t (2) 1人1日当たり家庭系ごみ排出量 547g (3) 事業系ごみ総排出量 9,745t (4) リサイクル率（家庭系ごみ） 25%以上とする (5) 最終処分率 現状（平成26年度）の最終処分率12.8%を4.5%に抑える

（2）計画目標に対する実績

ア ごみ減量とリサイクル

市では、ごみ減量およびリサイクル推進のため、資源集団回収の実施団体に対し、奨励金の交付を行っているほか、衣類や小型電子機器、廃食用油の回収を通じた資源化にも取り組んでいます。

家庭から出るごみについては、「ごみ分別大辞典」「家庭ごみ収集分別表」「家庭ごみ収集

カレンダー」を全戸に配布し、ごみの適正な分別排出を呼びかけているほか、パソコンやスマートフォンから手軽に検索ができるよう、ごみ分別辞典ウェブサイトを導入し、ごみ分別の利便性が向上しました。また、各地域において出前講座を開催し、ごみの適正排出及び生ごみの水切りによるごみ減量についても積極的に啓発を行っています。平成30年度からは、将来を担う子どもたちに対する環境保全意識及びごみの適正処理についての啓発を目的として、小学校の社会科における出前授業を実施しています。

本計画の家庭系ごみの実績について、リサイクル率は目標値を達成していますが、1人1日当たり家庭ごみ総排出量は目標値を達成できませんでした。また、事業系ごみの排出量は、目標値の達成には至らなかったものの、前年度よりも減少しています。

ごみ発生量と資源化の実績（市回収分）

項目 (◇は計画目標として設定している項目)	単位	目標値	令和元年度 (実績)	評価 (※1)
家庭系ごみ	可燃ごみ	t/年	11,507	15,159
	不燃・粗大・埋立	t/年	1,073	900
	資源ごみ	t/年	5,770	3,944
	計	t/年	18,350	20,003
事業系ごみ	可燃ごみ	t/年	9,141	10,670
	不燃・粗大・埋立	t/年	381	201
	資源ごみ	t/年	223	46
	◇ 計	t/年	9,745	10,917
ごみ総排出量	可燃ごみ	t/年	20,648	25,829
	不燃・粗大・埋立	t/年	1,454	1,101
	資源ごみ	t/年	5,993	3,990
	◇ 計(※2)	t/年	28,095	30,920
◇ 1人1日当たり家庭ごみ総排出量	g/人・日	547	577	未達成
◇ リサイクル率(家庭系ごみ)(※3)	%	25.0	28.6	達成
◇ 最終処分率(※4)	%	4.5	5.2	未達成

※1 評価は、計画目標として設定している「◇」が付いた5項目の目標値と実績値を比較して判断しています。

※2 家庭系ごみの「資源ごみ」に集団回収の数値を含んでいます。

※3 リサイクル率(家庭系ごみ) = [家庭から排出された資源ごみの量(びん、ペットボトル、その他プラ、廃食用油、使用済小型電子機器、生ごみ) + 資源集団回収量 + 洗浄灰(岩手中部クリーンセンター) + 清掃センター売却資源 + 乾電池 + 蛍光管] / (家庭から排出されたごみの量 + 資源集団回収量)

※4 最終処分率 = 最終処分場埋立量 / ごみ総排出量 × 100

イ 最終処分率

最終処分量については、岩手中部クリーンセンターから排出される焼却灰の再資源化が行われているため、施設の稼働前よりは減少していますが、目標値は達成できませんでした。

2. 第2次花巻市一般廃棄物（し尿）処理基本計画

（1）計画の概要

第2次花巻市一般廃棄物（し尿）処理基本計画は、市民が一層快適な生活環境を享受できる社会及び健全な水環境の形成を目指すとともに、今後の下水道等の水洗化の普及促進や生活排水処理施設の適正な維持管理に努めることを目標として策定しました。

計画期間	平成28年度から令和8年度（11年間）
目標年度	令和8年度
処理目標	<p>(1) 生活排水の処理目標 目標年度の生活排水処理率 87.0% 目標年度の生活排水処理施設整備率 95.0%</p> <p>(2) し尿および浄化槽汚泥の処理目標 目標年度のし尿汲み取り量 11,315 kℓ 目標年度の浄化槽汚泥量 19,096 kℓ</p>

（2）処理目標に対する実績

生活排水処理率、生活排水処理施設整備率ともに目標値に向かって推移しています。

市は、目標値達成のため、公共下水道等整備が完了した区域内の市民に対し、公共下水道等への接続を促進するための普及活動を行うとともに、水洗トイレの改造や排水設備の工事を行う個人に対し、水洗化支援制度による補助等を行っています。

ア. 水洗化人口の状況

	計画当初 (平成26年度)	令和元年度 (実績)	目標年度 (令和8年度)
生活排水処理率(②/①)	76.0 %	80.6 %	87.0 %
①計画処理区域内人口	99,230 人	94,691 人	88,979 人
②水洗化・生活雑排水処理人口	75,381 人	76,296 人	77,389 人
(1) 公共下水道	52,241 人	51,503 人	53,595 人
(2) 農業集落排水	10,096 人	12,781 人	9,587 人
(3) 浄化槽	12,866 人	11,800 人	14,042 人
(4) コミュニティ・プラント	178 人	212 人	165 人
③水洗化・生活雑排水未処理人口(みなし浄化槽)	551 人	483 人	267 人
④非水洗化人口	23,298 人	17,912 人	11,323 人
生活排水処理施設整備率(⑤/①)	88.0 %	90.5 %	95.0 %
⑤生活排水処理施設整備人口	87,360 人	85,684 人	84,530 人

イ. し尿及び浄化槽汚泥の状況

	計画当初 (平成26年度)	令和元年度 (実績)	目標年度 (令和8年度)
し尿汲み取り	23,281 kℓ	18,650 kℓ	11,315 kℓ
浄化槽汚泥	18,803 kℓ	19,845 kℓ	19,096 kℓ

III 花巻市役所地球温暖化対策実行計画(第2期)の進捗状況

1. 花巻市役所地球温暖化対策実行計画(第2期)の概要

花巻市役所地球温暖化対策実行計画（第2期）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき、市の事務・事業の実施により排出する温室効果ガスなどの現状を把握するとともに、温室効果ガスの削減目標の達成を目指して職員一人ひとりが率先して行動し、地域の模範となって市全体の地球温暖化対策の推進を図ることを目的に、平成28年3月に策定しました。

計画期間	平成28年度から令和2年度（5年間）
基準年度	平成26年度
計画対象	(1) 温室効果ガスの種類 温対法第2条第3項に掲げる7種類のうち、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンの4種類 (2) 事務・事業の範囲 地方自治法に定められたすべての行政事務で、市の職員が直接実施する事務・事業 (3) 組織・施設の範囲 市の事務・事業を行う全ての組織や施設
計画目標	(1) 温室効果ガスの総排出量に関する目標 温室効果ガスの総排出量を令和2年度までに平成26年度比で4.5%以上削減 (2) 個別の措置の目標 電気の使用量を、基準年度に比べて令和2年度までに5.8%以上削減
取り組み内容	(1) 省エネ・省資源の取り組み（電気使用量、空調・給湯機器等燃料使用量、公用車の燃料使用量、水・紙使用量の削減） (2) 廃棄物の減量と3Rの取り組み（廃棄物の発生抑制、再使用・リサイクルの推進） (3) グリーン購入の推進 (4) 関係部署における環境配慮の取り組み（環境に配慮した設計・施工、施設・設備管理、イベント、外部への協力依頼）

2. 計画目標に対する実績

(1) 温室効果ガスの総排出量に関する目標の実績

本実行計画における令和元年度の実績は、基準年度である平成26年度と比べ22.4%の削減となり、削減目標である4.5%以上削減を達成しました。しかし、前年度（平成30年度）の実績と比べると0.4%増加しています。

増加の要因としては、これまでのデータ集計で含まれていなかった公用車の追加により

軽油の使用量と走行距離が前年度より増加したこと、電気使用量が前年度より 0.5%増加したことに加え、ほとんどの対象施設の契約電気事業者である東北電力(株)の排出係数がわずかに増加したこと、チップボイラーの故障や施設の利用状況の変化により重油の使用量が前年度より増加したことがあげられます。

温室効果ガス総排出量の実績

(単位 : kg-CO₂)

項目	平成26年度 (基準年度)	平成30年度	令和元年度	構成比	基準年度 増減率 (4.5%以上 削減)	前年度 増減率
温室効果ガス総排出量	18,243,063	14,113,246	14,165,541	100.00%	-22.4%	0.4%
内訳	二酸化炭素 (CO ₂)	17,606,958	13,476,367	95.49%	-23.2%	0.4%
	メタン (CH ₄)	289,175	287,625	2.02%	-0.8%	-0.3%
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	341,210	342,104	2.44%	1.1%	0.9%
	ハイドロフルオロカーボン(HFC)	5,720	7,150	0.05%	25.0%	0.0%

※ 温室効果ガス総排出量…各温室効果ガスに温対法施行令第4条に定められたに温暖化係数をかけて算出しています。なお、同施行令の改正により、平成27年4月1日から地球温暖化係数は下記のとおり変更されています。

- ①メタンの地球温暖化係数 25 (改正前 21)
- ②一酸化二窒素の地球温暖化係数 298 (改正前 310)
- ③ハイドロフルオロカーボンの地球温暖化係数 1,430 (改正前 1,300)

(2)個別の措置の目標に対する実績

電気の使用量の実績では、基準年度比で 2.7%の減少となりましたが、削減目標である 5.8%以上削減は達成できませんでした。また、前年度と比較すると 0.5%増加しました。

増加の要因としては、電気を使用する公共施設を新設したことや、設備の新設・更新などがあげられます。

電気使用量の実績

項目	平成26年度 (基準年度)	平成30年度	令和元年度	基準年度 増減率 (5.8%以上 削減)	前年度 増減率
電気 (千kWh)	22,330	21,622	21,734	-2.7%	0.5%

※ 千kWh 以下は四捨五入

あ行

アオコ (P38)

富栄養化が進んだ湖沼で初夏から秋にかけて植物プランクトンが大量に発生し、水面を緑色に変色させる現象。腐敗するとカビ臭などの悪臭を発するほか、水生生物の死滅などの被害をもたらす

空家等 (P40)

建築物またはこれに附属する工作物であって、居住などの使用がされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木等含む）

汚水処理設備整備率 (P3)

公共下水道などの汚水処理施設が整備されている人口の割合

か行

化製場 (P34)

獣畜の肉や皮、骨、臓器等を原料として油脂、肥料、飼料等を製造するために設けられた施設

環境基準 (P3)

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとされる、大気・水・土壤・騒音など環境上の条件についての基準

環境保全型農業直接支払制度 (P20)

化学肥料、化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取り組みと併せて行う、地球温暖化防止や生物多様性の保全に効果の高い営農活動に対し交付金を交付する

環境緑地保全地域 (P20)

岩手県自然環境保全条例の規定により指定された地域。市街地及びその周辺に所在する緑地で、良好な生活環境を維持するために必要な区域のほか、宅地の造成などの開発行為が行われる地区で、良好な環境を形成するために緑地の確保が必要な区域で、一定面積以上のものが指定される

近隣生活騒音 (P38)

生活の中で発生している音の中で、望ましくない音、あってほしくない音のこと

グリーン購入法適合商品 (P13)

グリーン購入法の第6条に基づく基本方針に定められた品目およびその判断基準に合致した商品（グリーン購入法は、製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することで、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目的とした法律）

グリーンツーリズム (P3)

自然に恵まれた農山漁村において、地域の人々との交流を通じて、その自然や文化、生活、人々の魅力に触れ、農業をはじめとするさまざまな体験を楽しむ滞在型の余暇活動

公害防止協定 (P29)

地方公共団体または住民と企業との間で締結される協定のことで、法令の規定基準の補完、公害防止の目標値の設定、具体的な公害対策の明示などを内容とする

降下ばいじん (P25)

大気中に放出されたばいじんが、地表に降下するもので、不溶性物質と溶解性物質とに分けられる

耕作放棄地 (P20)

農林水産省が実施する統計調査（農林業センサス）において定義されている用語で、以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地のこと

さ行

再生可能エネルギー (P3)

石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと

里地・里山 (P3)

都市部と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域で、二次林※と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念をいう

※二次林…伐採や風水害、山火事などで森林が破壊されたあと、土中に残った種子などの生長によって自然に再生した林のこと

30・10（さんまる・いちまる）運動 (P13)

宴会などで食べ残しによる食品ロスを減らすため、乾杯後30分間とお開き前の10分間は自分の席に着いてみんなで料理を楽しみましょうという取り組み

食品ロス (P13)

売れ残りや食べ残しなど、まだ食べられるものが捨てられてしまうこと

樹幹注入 (P18)

殺線虫剤をマツの樹幹に注入し全体に行き渡らせ、侵入して間もない線虫を駆除すること

樹種転換 (P18)

守る必要のある松林の周辺にあり、その松林に病気をうつす恐れのある松を取り除いて、広葉樹などの林に変えること

循環型社会 (P8)

廃棄物等の発生を抑制し、排出された廃棄物等のうち有用なものは資源として再利用し、廃棄物等を適正に処理することにより、天然資源の消費量を減らして環境への負荷をできるだけ少なくした社会のこと

森林環境譲与税 (P24)

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第1項各号に定められているもので、市町村が行う森林整備に関する施策や森林の整備を行うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する費用に充てることとされている。

森林経営計画 (P18)

森林所有者または森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、自ら森林の経営を行う一體的なまとまりのある森林を対象として、単独または共同で自発的に作成する森林の施業及び保護などの計画。計画を作成していると、補助金制度や所得税などの控除で優遇措置を受けることができる

水洗化人口割合 (P3)

下水道への接続や浄化槽設置により水洗化している人口の割合

生物多様性 (P3)

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きもの一つひとつに個性があり、それらはすべて直接・間接的に支えあって生きているということを表す

た行

多面的機能 (P18)

農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のこと（国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等）

多面的機能支払交付金制度 (P20)

地域資源（農地、水路、農道等）の適切な保全管理を推進し、農業・農村の有する多面的機能が将来にわたって適切に維持・発揮されるよう、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に対し交付金を交付する

地球温暖化 (P14)

人間の活動が活発になるにつれ、「温室効果ガス」が大気中に放出され、地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象のこと。温室効果ガスとは、大気中に含まれる二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の7種類のガスの総称で、太陽により暖められた地表面から大気中に放射された熱を吸収し、その一部を再び放射することで大気を暖める働きがある

中山間地域等直接支払制度 (P20)

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位として農用地を維持・管理していくための取り決め（協定）を締結し、それに従って農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する

鳥獣保護区 (P20)

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定され、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、都道府県知

事が指定する都道府県指定鳥獣保護区の2種類がある。環境大臣、都道府県知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護またはその生息地を保護するため特に必要があると認められる区域を特別保護区に指定することができる。鳥獣保護区の区域内では狩猟が禁止されるほか、特別保護区内では一定の開発行為が規制される

低公害車 (P17)

窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）などの大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車で、天然ガス自動車、電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、水素自動車、クリーンディーゼル自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車をさす

な行

ナラ枯れ (P18)

カシノナガキクイムシが運ぶ「ナラ菌」が木の中で繁殖し、水を吸えなくなることでコナラやミズナラなどが枯れてしまう被害

二酸化硫黄 (SO₂) (P3)

大気汚染物質の一つで、石油、石炭等を燃焼したときに、含まれる硫黄が酸化されて発生する。高濃度で、呼吸器系への影響がある

二酸化窒素 (NO₂) (P3)

大気汚染物質の一つ。ものの燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物で、大部分が一酸化窒素として排出されるが、大気中で酸化されて二酸化窒素になる。高濃度で、呼吸器系への影響がある

は行

バイオディーゼル (P11)

菜種油や廃食用油などを原料として精製されるディーゼルエンジン用のバイオ燃料

バイオマス発電 (P15)

バイオマスを燃焼する際の熱を利用して電気を起こす発電方式のことと、バイオマスとは木くずや食品廃棄物、もみ殻など動植物がもとになった生物資源のことを指す

微小粒子状物質 (PM2.5) (P26)

大気中に浮遊している $2.5 \mu\text{m}$ 以下の粒子のことと、非常に小さいため肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系への影響が懸念されている

浮遊粒子状物質 (SPM) (P3)

空気中を浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $10 \mu\text{m}$ ($1 \mu\text{m}$ は 1mm の千分の 1) 以下の小さな粒子をいい、これを吸い込むと肺の奥深くまで達し、呼吸器系の疾患を起こすとされている

ま行

民有林 (P18)

国有林以外の森林のこと。都道府県や市町村の所有する「公有林」と、個人や企業が所有する「私有林」がある

や行

予約応答型乗合交通 (P17)

利用者の事前予約に応じて運行する乗り合いの交通手段

遊休農地 (P15)

農地法において定義されている用語で、次のいずれかに該当するものをいう。「ア. 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続

き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」「イ. その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地」

アルファベット

BOD (生物化学的酸素要求量) (P3)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。値が大きいほど河川の汚濁が進んでいる

COD (化学的酸素要求量) (P27)

水中の有機物を酸化剤で科学的に分解した際に消費される酸素量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標。値が大きいほど汚濁が進んでいる

LED (P17)

発光ダイオード (Light=光る、 Emitting=放つ、 Diode=ダイオード) の略で、電気を流すと発光する半導体の一種。エネルギー消費量が少なく電気代削減や CO₂ 排出削減に大きな効果があり、水銀などの有害物質も含んでいないことから照明などに利用されている

PRTC制度 (P36)

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握、集計し公表する仕組み

参 考 资 料

花巻市環境基本条例

(平成 18 年 1 月 1 日条例第 113 号)

最終改正：平成 25 年 12 月 16 日条例第 28 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等（第 7 条—第 9 条）

第 3 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第 10 条—第 24 条）

第 4 章 環境審議会（第 25 条—第 30 条）

附則

私たちのまち花巻は、多くの先人の英知とたゆみない努力によって、豊かな自然と調和を図りながら、今まで着実に発展を続けてきた。

しかしながら、私たちに物質的な豊かさや利便性をもたらした社会経済活動は、一方で環境への負荷を著しく増大させ、その影響は地域の環境にとどまらず地球環境問題の原因にもなっている。

私たちは、私たち自身も自然の中の生態系の一員であることを自覚し、花巻の持つ優れた環境を積極的に保全し、新たな潤いと安らぎのある環境を創造し、将来の世代へと引き継いでいかなければならない。

このような認識の下に、すべての市民の連携と協力により、恵み豊かな環境と共生し、人と自然を豊かに育てるまち「早池峰の風薰る 安らぎと活力にみちた イーハトープはなまき」を築いていくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（2） 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼ

す事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(4) 循環型社会 廃棄物等の発生の抑制や資源の循環的な利用の促進及び適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会の構築を目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべての者がそれぞれの責務を自覚し、適切な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、市、事業者及び市民のすべての者が自らの問題として認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基

本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、事業者及び市民との協力の下に各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するよう、
大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺
地等における多様な自然環境を保全すること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、潤いのある景観の保全及び創造並
びに歴史的な文化遺産の保存及び活用を図ること。
- (4) 廃棄物の減量、エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用等の推進を図ること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、
花巻市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に
推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるよう必要措置を講ずるとともに、花巻市環境審議会の意見を聴かなければならぬ。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書)

第9条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の策定に当たっての配慮等)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮するとともに、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、公害の原因となる行為その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(誘導的措置)

第 13 条 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者がその活動に係る環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導し、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(公共的施設の整備等)

第 14 条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量の推進等)

第 15 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用等が推進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理、物品等の調達その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(不法投棄等の防止)

第 16 条 市は、空き缶、廃家電その他の廃棄物の不法投棄やポイ捨て防止のための施策を策定し、実施するものとする。

(教育及び学習の振興等)

第 17 条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めることにより、これらの者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の促進)

第 18 条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境の保全及び創造に資するために必要な情報を適切に提供するものとする。

(民間団体等の参加)

第 20 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の推進に当たっては、民間団体等の参加に関し必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第 21 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第 22 条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施

するために必要な監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 23 条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

(地球環境保全に関する国際協力)

第 24 条 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 4 章 環境審議会

(環境審議会)

第 25 条 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議させるため、花巻市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 26 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 公募による市民

(2) 知識経験を有する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 各種団体の役職員

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 27 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 28 条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 29 条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(委任)

第 30 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 12 日条例第 17 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 19 日条例第 51 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 16 日条例第 28 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

第2次花巻市環境基本計画（抜粋）

平成28年3月制定

第5章 施策の展開

1 基本目標を達成するための施策

1-1 「もったいない」で暮らしを見直す

私たちの暮らしの中で最も身近な環境問題は「ごみ」です。ごみの排出量を減らすためには「もったいない」の意識を持ち、継続した3R（発生抑制、再使用、再生利用）運動が大切です。そして不法投棄を許さない、循環型社会を形成します。

●施 策

【家庭ごみの減量と循環の仕組みづくり】

- 家庭ごみの減量を推進するため、ごみの分別及び排出方法の周知や指導を徹底します。
- ごみの資源化を図るため、パソコンなどの小型電子機器や衣類等の分別回収を推進するとともに、資源ごみの品目を見直します。
- 家庭で使用した食用油を回収し、BDFを精製する取り組みを継続します。
- 資源集団回収運動を引き続き推進し、市民の資源化意識の高揚を図ります。
- 市内的一部地域で実施している生ごみの堆肥化を継続するとともに、生ごみの再資源化を検討します。
- 環境に配慮した製品を優先的に購入するグリーン購入を推進するとともに、市民や事業者のグリーン購入の意識啓発を図ります。

【事業ごみ減量の推進】

- 事業系ごみの排出管理については、分別及び排出方法の指導を行います。
- 事業系ごみの資源化を促進するため、事業系ごみの資源化ルートや資源化方法について検討し、事業所への情報提供を行います。

【不法投棄を許さない】

- 不法投棄の早期発見・早期対応により不法投棄の拡大を防ぐため、地域と一体となった監視体制を確立します。
- 不法投棄は、関係機関との連携を図り、パトロールの実施による監視を継続します。

【啓発活動】

- ごみ分別などの出前講座の実施やごみ処理施設の見学などを通じて、ごみの減量や資源化の意識啓発を図ります。
- ごみの発生を抑制するため、日常生活の中で実践できる「もったいない」の意識をもつたごみの減量行動を呼びかけます。

1-2 省エネルギー型の暮らしに転換する

私たちは、自分たちの暮らしが地球環境と深く結びついていることを認識しなければなりません。今、地球環境で問題となっている地球温暖化の進行を防ぐために私たちにできることは、省エネルギー型の暮らしに変えることです。市民・事業者・市がそれぞれの立場で取り組み、また、地域資源を生かした再生可能エネルギーの普及促進を図ることで地球温暖化対策を推進します。

●施 策

【二酸化炭素の排出抑制】

- 「花巻市役所地球温暖化対策実行計画」に基づき市施設における温室効果ガスを把握し、排出を抑制します。
- 公共施設等の設備を更新する場合は、ヒートポンプや高効率な空調機・給湯器などの高効率エネルギー・システムの導入を推進します。
- 地域のニーズに合わせた公共交通機関の充実を図るとともに、利用促進を呼びかけます。
- 低公害車(クリーンエネルギー自動車)の積極的な導入を推進します。
- 市民や事業者に二酸化炭素の排出を抑制するエコドライブや低公害車の利用について呼びかけます。
- エネルギーの見える化や事業者等の省エネ診断などの省エネ対策について情報を提供します。

【再生可能エネルギーの導入推進】

- これまで推進してきた公共施設への太陽光発電設備を引き続き導入していきます。
- 暖房や給湯等の熱源が必要な施設には、豊富な森林資源を活用する木質バイオマスの導入を推進します。
- 再生可能エネルギーを導入する際は、災害等の緊急時も想定した整備を図ります。
- 多様なエネルギーの効果的な利活用を促進するために、バイオマス発電や中小水力発電の事業に対し支援していきます。
- 地中熱利用などの再生可能エネルギーの活用の可能性について、情報収集を図ります。
- 市内で活用されている再生可能エネルギーの情報を提供するとともに、普及啓発します。

1-3 自然を守り、自然と共に暮らす

本市は市街地を取り囲むように里地・里山が広がっており、私たちは豊かな自然の恩恵を受けて暮らしています。この自然を守るためにには、環境保全に取り組むとともに、身近な自然と触れ合い、学ぶことも大切です。花巻にあった人と自然の共生の在り方を考えながら、保全活動を進めています。

●施 策

【里地・里山の保全】

- 農林業や高山植物等に被害を及ぼす増え過ぎたニホンジカなどの野生動物については、関係機関と連携しながら、駆除などの対策を講じます。

- 地域の環境によって育てられた農産物や木材を地域で消費する地産地消を推進することにより、地域農林業の活性化と農地・林地の保全を支援します。
- 耕作放棄地や管理の放棄された山林の荒廃について、農林業の支援を通じた環境改善を推進します。
- 農業用水路やため池の多面的な機能を維持するため、地域住民参加による保全活動に取り組みます。
- 森林の持つ環境保全機能の向上や動植物の生育・生息環境を改善するため、森林病害虫被害拡大の防止を行うとともに、「花巻市森林整備計画」に基づいた森林整備を推進します。
- エコファーマー(環境に配慮した持続的な農業に計画的に取り組む農業者)の認定を推進します。
- ニホンツキノワグマなどの人身被害を及ぼす動物に対する安全対策を周知します。

【すぐれた自然環境と市全体の生物多様性の保全】

- 市内の自然保護地域については、自然保護監視員の配置や早池峰総合休憩所の利用推進等により、希少な動植物の保護や利用マナーの啓発などに努めます。
- 河川や水路等を整備・改修する場合は、自然に配慮した工法を取り入れ、生物多様性の保全に努めます。
- 各種団体の調査データ等を活用することにより、現状の把握に努め、生物多様性の保全に役立てます。
- 在来生物の生態系を守るため、外来種の情報を広く発信するとともに、特定外来種の飼育・栽培等の禁止や駆除についても啓発します。

【自然との触れ合いの推進】

- 森林保護活動などの自然との触れ合いを通して、市民や事業者に自然の大切さについて理解が深められる機会を提供します。
- 遊歩道や河川等の親水空間などの適切な管理により、自然環境の保全と自然との触れ合いの場の確保を図ります。
- 豊かな自然や地域資源を活用したグリーンツーリズムや自然観察などの体験を通じて交流を図る取り組みを推進します。
- 国定公園や県立自然公園については、関係機関や民間団体等と連携しながら、自然環境の保護のもと利活用を推進します。

1-4 きれいな環境で安心な暮らしを守る

本市の空気や水などがきれいであることは誇れることであり、安心・安全な暮らしには、欠かせないものです。この良好な環境を汚さないで次世代へ継承していくことは、私たちの責務です。日常の活動に伴い生じる身近な環境問題に対処し、広域的な問題にも理解を深めながら、更なる環境改善に取り組んでいきます。

●施 策

【大気環境の保全】

- 大気汚染防止法や県条例などに基づいて、工場・事業所の大気汚染物質の排出規制などに関する指導を引き続き実施します。
- 岩手県が観測しているPM2.5を含めた大気汚染物質が高濃度になった場合は、注意喚起を行います。

【水環境の保全】

- 水質汚濁防止法や県条例などに基づいて、工場・事業所の有害物質等の水質汚濁物質の排出規制などに関する指導を引き続き実施します。
- 生活排水を適切に処理するため、一般廃棄物処理基本計画に基づき公共下水道及び浄化槽の整備を計画的に推進します。
- 水洗化の促進対策として、水環境保全の意識啓発と排水設備工事への支援制度の充実を図ります。
- 北上川水系の水質保全に当たっては、水質事故が発生しないように意識啓発をするとともに、発生時は上下流の関係市町や関係機関と連携して、被害の拡散防止に取り組みます。
- 不法投棄などによる水質汚染を防ぐため、パトロールを実施します。
- 田瀬湖ではアオコが発生しているため、関係機関のアオコ対策に協力します。

【騒音・振動対策】

- 騒音規制法や振動規制法、県条例などに基づいて工場・事業所等の騒音・振動の規制に関する指導を引き続き実施します。
- 高速道路や東北新幹線、航空機による騒音または振動については、関係機関と連携して、調査を継続し防止対策を推進します。
- 深夜営業を行う店舗からの騒音の苦情に対して指導するほか、近隣騒音に係る苦情について問題解決に向けた相談に応じます。

【悪臭防止対策】

- 臭気測定やパトロール等の悪臭に対する監視体制を継続するとともに、発生源の事業所等には、早期に市条例の規制基準を順守して操業するよう指導を徹底します。
- 家畜排せつ物の適正な管理とその利用促進に関する指導を実施します。

【化学物質対策】

- 工場や事業所から排出される有害化学物質の排出量や廃棄物の移動量については、PTR制度を活用し把握します。
- 化学物質による環境汚染を未然に防止するため、化学物質の適正管理に関する事業者の自主的な取り組みを支援するほか、事故発生時は被害の拡大防止に取り組みます。
- 公園等における除草剤散布の減量化を推進します。

- 住宅地等の病害虫防除に当たっては、農薬の飛散が周辺住民に害を及ぼすことがないよう農薬使用者へ指導します。
- ごみの自家焼却は、ダイオキシンなどの有害物質を発生させる恐れがあるため、自家焼却の禁止の周知徹底を図ります。

【放射性物質対策】

- 空間放射線量の測定のほか、市民などから依頼された食品等についても放射性物質濃度を測定します。
- 放射線量測定結果とともに、花巻市周辺地域の放射能に係る情報を把握し、周知します。

1-5 暮らしに安らぎを与える

私たちの暮らしに安らぎは必要です。市の名前にふさわしい花いっぱいのまちづくりを推進し、花巻の地域資源を生かした景観づくりにも取り組んでいきます。また、適切な管理が行われていない空き地や空き家の問題にも対応し、快適な生活空間を創造します。

●施 策

【花いっぱい運動】

- 花苗配付の実施やコミュニティ・公共施設花壇の造成事業等により「花のあるきれいなまちづくり」を展開します。
- 花壇等実践者の育成支援をするとともに、市民が花と緑に触れ合う場を提供します。
- 花いっぱい運動のPRや意識啓発を図ります。

【地域にあった景観の保全】

- 公共施設やまち並みなどの整備においては、地域の特性に調和した景観を形成するため、市民と協働で魅力ある都市景観の創出に取り組みます。
- 歴史的・文化的に価値のある建造物や遺跡などを保護し、恵まれた豊かな自然とともに将来の世代に継承します。
- 地元住民や利用者の意向に配慮した公園の維持管理を行いながら、豊かな緑にあふれた都市景観の形成を図ります。
- 地域の景観を損なう空き地の雑草や空き家等について、適正に対応します。
- 森林環境や景観を保全するため、松くい虫対策を推進します。

【きれいなまちづくり】

- ごみのポイ捨てやペットのふんの放置の防止など、まちの美化に対する意識啓発を図ります。
- きれいなまちづくりのため、市内一斉清掃や地域の清掃活動などを推進します。
- 美観を損ねるカラスのふん害については、関係機関と連携しながら対策などの情報を提供します。

2 環境学習・情報発信（基本目標に共通する事項）

「ごみ減量・資源化」「温暖化対策」「自然環境」「生活環境」「環境美化」の5つのテーマはいずれも関連しているため、横断的に取り組む必要があります。また、これらの問題を解決するために最も大切なのは一人ひとりの意識と知恵、そして行動です。これまで環境活動にかかわったことのない人や子どもたちが取り組むきっかけとなるよう、分かりやすく的確に本市の環境情報を発信するとともに、環境保全活動や環境学習を計画的に推進します。

●施 策

【環境学習の推進】

- 自主的な環境学習を推進するために、環境マイスターの派遣など学習支援体制の充実を図ります。
- 体験学習の実施や環境学習チャレンジブック等の環境教育教材の提供などを行い、子どもたちの地域の環境に対する理解や関心を高めます。
- 環境学習講座などの開催により、すべての世代が参加できる学習機会を提供します。
- 研修などを通じて、地域における環境保全活動のリーダーの育成を図ります。
- 環境保全に取り組む民間団体などとの連携や情報交換を促進し、環境保全活動の推進と意識啓発を図ります。

【環境情報の発信】

- 市ホームページや広報はなまきなどを通じて、自然との触れ合いに関するイベントや環境学習の情報を提供します。
- 市の環境施策や環境情報については、タイムリーで分かりやすく提供します。
- 本市の環境の状況や取り組みなどをまとめた年次報告書を作成し、公表します。
- 広く本計画の周知を図り、市民や事業者の皆さんの環境に配慮した行動を推進します。

花巻市環境審議会委員

令和2年11月16日現在

条例分類	委 員 名	所 属 等	備 考
(1) 公募による市民	阿部 善郎		
(2) 知識経験を有する者	岩田 宗彦	元北里大学水産学部教授	
	日下 明久美	東和の環境を考える会会長	
	佐々木 さつき	八重畠小学習アドバイザー	
	渋谷 晃太郎	岩手県立大学総合政策学部教授	
	中村 良則	富士大学経済学部教授	
	八重樫 理彦	自然公園保護管理員	
(3) 関係行政機関の職員	加藤 一典	国土交通省東北地方整備局 北上川ダム総合管理事務所田瀬ダム管理支所長	
	佐藤 直人	県南広域振興局農政部花巻農林振興センター 技術主幹兼農政推進課長	
	玉田 ゆみ子	県南広域振興局保健福祉環境部花巻保健福祉環境センター 技術主幹兼環境衛生課長	
	野木 宏祐	林野庁東北森林管理局 岩手南部森林管理署遠野支署長	
	馬淵 千加	花巻市校長会（内川目小学校校長）	
(4) 各種団体の役職員	伊藤 泰江	花巻商工会議所女性会	
	大菅 孝夫	花巻市花と緑の会	
	佐藤 真利子	花巻農業協同組合女性部	
	高橋 里子	花巻市地域婦人団体協議会	
	藤田 甲之助	花巻青年会議所	
	藤原 宏康	花巻市公衆衛生組合連合会	

(条例分類ごとに 50 音順)